

工事名称 史跡大山寺旧境内金剛院屋根改修仮設・屋根撤去工事
工事費内訳書
工事場所 西伯郡大山町大山

米子市三本松2丁目6番41号
木下俊哉建築設計事務所
所長 木下 俊哉
電話 0859 - 33-3725
FAX 0859 - 33-3853
MAIL : syun-k@do.enjoy.ne.jp

工事名称 史跡大山寺旧境内金剛院屋根改修仮設・屋根撤去工事

工事条件説明指示書 大山町

- ① 工事工期は、契約日より令和8年3月31日とします
但し、その内の屋根鋼板撤去搬出工事は、令和7年11月30日とし部分完成検査を受けること
- ② 素屋根掛け、屋根足場他仮設工事は令和8年4月1日からの施工者が引継ぐものとする

米子市三本松2丁目6番41号
木下俊哉建築設計事務所
所長 木下 俊哉
電話 0859 - 33-3725
FAX 0859 - 33-3853
MAIL : syun-k@do.enjoy.ne.jp

史跡大山寺旧境内金剛院屋根改修仮設・屋根撤去工事

[illegible]

直接工事費 種目別内訳

2

[illegible][illegible]

直接工事費 中科目別内訳

4

建築解体工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
建築解体工事	1. 直接仮設工事	1	式		
建築解体工事	2. 屋根解体工事	1	式		
建築解体工事	3. 縁側解体工事	1	式	別途次年度工事	
建築解体工事	4. 台所解体工事	1	式	別途次年度工事	
建築解体工事	5. 東屋解体工事	1	式	別途次年度工事	
建築解体工事	6. 発生材処理費	1	式		
建築解体工事	7. 借地料	1	式		
	計				

直接工事費 中科目別内訳

[illegible]

7

[illegible]

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

8

建築解体工事		建築主体工事		6.発生材処理費		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
処分費						
木くず		11.7	t			見×0.95
金属くず		4.0	t			見×0.95
アスファルトルーフィング		0.6	m3			見×0.95
小計						
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

[illegible]

共通仮設						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
安全施設揚重機工						
設置	信号機 2台 ソーラー電源	1	ヶ月			見×1.0
	バリケードコーン等 看板標識	1	ヶ月			見×1.0
	仮設材運搬費	1	往復			見×1.0
	誘導員 早出割増共	8	人			見×1.0
揚重機	トラッククレーン12t 2時間程度 半日保証	4	回			見×1.0
小計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
仮設足場						
設置費	くさび式緊結足場 w900、手摺先行	503	m 2			見×1.0
	飛散防止養生シート	503	m 2			見×1.0
	屋根足場 単管組	571	m 2			見×1.0
	柵足場 単管+道板	250	m 2			見×1.0
	妻足場 単管組	128	m 2			見×1.0
	仮設資材運搬費	1,452	m 2			見×1.0
賃料、損料	くさび式緊結足場 w900、手摺先行	6	ヶ月			見×1.0
	飛散防止養生シート	6	ヶ月			見×1.0
	屋根足場 単管組	6	ヶ月			見×1.0
	柵足場 単管+道板	6	ヶ月			見×1.0
	妻足場 単管組	6	ヶ月			見×1.0
小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
解体費	外部足場				別途次年度工事		
	飛散防止養生				別途次年度工事		
	屋根足場				別途次年度工事		
	柵足場				別途次年度工事		
	妻足場				別途次年度工事		
小計					別途次年度工事		

共 通 費 明 細

共通仮設							
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
素屋根掛							
設置費	仮屋根単管トラス組 仮設構造計算書作成含む	732	m 2			見×1.0	
	登り桟橋足場 単管組＋道板	10.0	m 2			見×1.0	
	波板トタン張り 単管組	732	m 2			見×1.0	
	棟押さえ包み笠木	31.6	m			見×1.0	
	仮設材小運搬	732	m 2			見×1.0	
	仮設資材運搬費	1	式			見×1.0	
賃料、損料							
	仮屋根単管トラス組	6	ヶ月			見×1.0	
	登り桟橋足場 単管組＋道板	6	ヶ月			見×1.0	
	波板トタン張り 単管組	732	m 2			見×1.0	
小計							

代価表

その他									
	場内小運搬		式	1.00000					
01	普通作業員		本	20.00000					
01									
	計								
	バックホウ		式	1.00000					
01	バックホウ		日	20.00000					施P125中国
01									
	計								
	クローラークレーン		式	1.00000					
01	クローラークレーン		日	20.00000					施P126中国
01									
	計								

史跡大山寺旧境内金剛院屋根改修仮設・屋根撤去工事 設計図

図面一覧表			
撤去図			
A-1	解体工事特記仕様書	A-13	【撤去前・撤去後】断面図(1)
A-2	解体要領書	A-14	【撤去前・撤去後】断面図(2)
A-3	付近見取図・配置図	A-15	【撤去前・撤去後】断面図(3)
A-4	仮設計画平面図	A-16	【撤去前】屋根伏図
A-5	仮設計画断面図	A-17	【撤去後】屋根伏図
A-6	求積図・求積表	A-18	【撤去前・撤去後】矩計図(1)
A-7	現況平面図	A-19	【撤去前・撤去後】矩計図(2)
A-8	調査図	A-20	【撤去前・撤去後】矩計図(3)
A-9	現況柱傾き調査図	A-21	【撤去前・撤去後】矩計図(4)
A-10	【撤去前・撤去後】立面図(1)	A-22	【撤去前・撤去後】矩計図(5)
A-11	【撤去前・撤去後】立面図(2)	A-23	【撤去前・撤去後】矩計図(6)
A-12	【撤去前・撤去後】立面図(3)	A-24	【撤去前・撤去後】矩計図(7)

令和7年9月

設計 木下俊哉建築設計事務所

1. 工 事 概 要	
1. 工事名称	史跡大山寺旧境内金剛院屋根改修仮設・屋根撤去工事
2. 工事発注者	大山町
3. 施工場所	大山町大字西明院谷52番1
4. 工事内容	詳細については下記仕様（および別紙図面）のとおり

項 目	特 記 事 項
① 概要	この工事は、文化財の保存事業であることを充分に理解し、伝統的工法を踏襲して各部の施工に当たると留意する。実施に当たっては、監督員と充分に打ち合わせを行い、その指示に従って施工する。なお、この仕様書に記載のない事項でも、当然必要と認められるものは、施工者の責任において協議の結果に従い完全に施工する。不明の点、または疑問を生じた場合はすべて監督員の指示に従って施工する。本工事の該当工種の仕様書を用いるとする。
② 仕様書の適用範囲	a 本仕様書は各共通仕様書及び補足事項に記載なき事項を特記するものであり、各工事において他の工事と関連する事項は、それそれ該当工事の記載事項を参照する。 この他本仕様書および図面に示されていない事項は下記による。 - 建築工事共通仕様書 建設大臣官庁官庁情報部監修（社団法人 公共建築協会 編集発行） - 建築工事標準詳細図 同上（同上） - 電気設備工事共通仕様書 同上（同上） - その他、日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS） 日本農林規格（JAS） 日本工業規格（JIS） b 設計図書の優先順位は下記による。 - 現場説明事項および質問回答書 - 設計仕様書（文化財建造物保存仕様書および特記仕様書） - 設計図面 - 建築工事共通仕様書他（前記記載）
③ 用語の定義	a 監督員 この仕様書でいう監督員とは、工事請負契約書の規定に基づき「発注者」が通知した監督員をいう。 b 係 員 この仕様書でいう係員とは、「発注者」が監理業務を委託した会社の監理者又はその代理人をいう。なお、係員は工事請負契約並びに設計図書に基づき記載された内容を完成するための監理を行う。 c 承 認 請負者がその責任において事前に計画・立案した事項について、係員が承認すること。又は既成事実の正当性の内容に対して同意することを用いる。 d 検 査 機械・材料及び工事を設計図書と照合して点検・検査を行い工事を完成するために、合格か否かを判定することを用いる。 e 立ち合い 請負者がその責任において行う、検査・試験又は確認業務に係員が同席して、その内容を見届けることを用いる。 f 協 議 当事者がその責任において立案した内容を関係者が合議することを用いる。内容についての同意は、関係者の合意による。なお、同意を得た事項は、実施に移れることを示す。 g 指 示 係員が指示事項を請負員に示し、実施を求めることを用いる。 h 報 告 請負者がその責任において、調査・計画・立案・選定した事項に係員に通知することを用いる。 i 施工者 工事請負契約書に記載されている請負者又は代理者及びそれらが委任する現場代理人をいう。
④ 記載及び条件の変更	a 本工事の設計図書に関する記載は工事請負契約前に質疑応答をもつて確かめなければならない。なお、工事に生じた記載の解釈は係員の指示による。 b 現場の納まり、取り合わせなどの関係で軽微な変更をする際は、係員の指示による。この場合請負金額の増減はしない。 c 工事事後、設計図書に定められた条件を満足させることが不可能になった場合は、速やかに係員に申し出てその措置について協議する。
⑤ 官公署その他への手続き等	a 工事施工に必要な関係官公署等への手続は、施工者において迅速に処理しなければならない。これら諸手続に要する費用は施工者の負担とする。 b 関係官公署、付近住民等に対して、交渉を要するときは又は交渉を受けたときは、速やかにその由に係員に申し出て協議するものとする。
⑥ 提出書類	a 施工者は、係員が明示する書式により、指定する期日までに関係の書類を提出しなければならない。
⑦ 法令の遵守	a 施工者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に關する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。なお、諸法令の運用・適用は施工者の負担と責任において行うこと。 b 「建設業退職金共済制度」と及び「建設労働補償共済制度」の運用については、施工者の負担と責任において行わなければならない。
⑧ 日雇い労働者の吸収	a 施工者は、「公共事業への日雇い労働者吸収要綱」（昭和51年 7月30日 51労働第 221号）を遵守し、自己の負担と責任において運用・適用しなければならない。なお、適用公共事業の完了届には「公共事業遵守証明書」を添付すること。
⑨ 別契約の関連する工事	a 施工者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、監督員の指示により当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を計らなければならない。 b 施工者は、すでに設置した仮設道路、定置する足場、機械等の類を別契約の関係工事施工者に無償で使用させること。
⑩ 損害保険	a 施工者は本工事の全ての物件に対して自己の負担をもって係員の求める妥当な金額の損害保険（火災保険を含む）を付し、その写しを提出する。
⑪ 工事保証その他	a 施工引渡し後2年以内（特に指定のあるものは除く）において、工事不良のため生じたと認められる損害は施工者の負担にて敷金かつ丁寧に償還する。 b 所有権などの紛争に関する事項は、施工者がその解決の任に当たるとする。 c 本工事施工に際しては本工事場所が工事に係る騒音、振動などについて地域規制されていないかを確かめ、規制されている場合は規制に従って施工計画を立て、関係官庁の指導を受ける。
⑫ 発生材の処理	a 工事の施工に伴い生じた発生品（以下「発生材」という。）のうち、特記又は係員の指示により引渡を要するものは、指定する場所で引渡を添えて係員に引き渡すこと。 b 発生材のうち引渡しを要しないものは、全て場外に搬出し、関係法令等に従い施工者の責任において適切に処理しなければならない。
⑬ 土砂・資材等の運搬	a 施工者は、土砂・資材等の運搬に当たり、積載超過のないよう行わなければならない。
⑭ 住民等に対する広報等	a 施工者は、施工の方法等が周辺住民や通行者に影響を及ぼす恐れがある場合には、協力を求めるための広報など必要な措置を講じなければならない。

2

工事現場管理

1

現場代理人及び主任技術者、作業員等

a

施工者は本工事現場に常時勤務するものとし、建築業法第26条による主任技術者も勤務させなければならない。

b

施工者は特殊作業が多いので、現場代理人・主任技術者・技術者・作業員等施工関係者の選定にあつては、能力・適正を十分考慮しなければならない。また、作業員が作業に慣れるには時間を要するが、適正をみたらえて一旦会得した後は専任とし、理屈なく交錯させてはならない。技能者や作業員は、この作業に興味と熱意をもってあたれる者にし、特に細部に注意を払い根気よく作業を続けることのできる者が望ましい。その必要条件是別表による。
建物の保存・、施工関係者の行為が不安であり、係員が不適当と判断した者は、理由を明示して交替を求めることがある。

c

現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有するものとし、下記の資格を有するものとする。
また、工事の施工に関して主任技術者等又は専門技術者を置く場合は、工事現場内の権限について現場代理人との関係等を明確にしておくこと。その選任については現場代理人、主任技術者も含め経歴書を添付し届けを提出する。
・2級建築士又は2級施工管理士以上
・電気主任技術者又は電気工事士
・上記と同等の知識と技術を有すると発注者が認めた場合はこの限りでない。

d

作業員の構成
(a) 各種技能者とその手元は各工種別に構成し、その運営が密接であること。また不慣れなまま多数人数で一気作業することとを避け、専任の作業員によって円滑に進捗を計る。
(b) 大工の中より主任技術者（棟梁各名大工）を選任し、工事の円滑な進捗と統率を計る。また、その選任については係員の承認を得ること。特に、工事期間を通じて就業率も可能なものであること。
(c) クレーン操作・玉掛け作業については労働安全衛生法定め有資格者を選任配置する。
e 当該工事に係る諸作業並びに材料の搬入・搬出は原則として夜間に行つてはならない。また、土・日曜日及び祭日、年末（12月28日～31日）、年始（1月1日～5日）は原則として作業は行わない。やむを得ず作業を実施する場合は、事前にその理由を記した書面をもって係員と協議し、許可を受けなければならない。

別 表

職 種	作 業 内 容	主 た る 技 能 者	一 般 技 能 者
大工	解体工事 （小規模、軒廻り他）	文部大臣に認定された「建造物修理」及び「建造物木工」選定保存技術団体（財団法人文化財建造物保存技術協会・日本伝統建築技術保存会）の行った研修を終了した者であり、文化財等歴史的修理の経験があり、優れた技能を有すると認められる者又はこれに準ずる技能と知識を有すると認められる者	木造建造物の造作工事に従事し、改修・繕い工事なども扱う経験豊かな者
建築工	解体工事 （既存建物の解体格納）	木製建物の一貫製作かつ取り付け及びそれらの修理に携わり、優れた技能をもつ者	左記の補助的技術者

2

労働災害の防止

a

工事現場における安全衛生については、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従い必要な措置を講じること、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、労働災害の防止に努めなければならない。

3

工事現場の保安

a

施工者は、工事現場への労働者その他関係者の出入りを適切に管理し、火災・盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

4

工事用設備の保安及びその費用分担

a

工事用電力の保安責任者は、法令に基づく有資格者を定め、現場代理人の管理のもとに適切な保安業務を行うこと。

b

本工事施工において使用する、電力・ガス・水道・電話等の使用料金については、請負工事費に含まれるものとし、全て施工者の負担とする。

5

災害及び公害の防止

a

工事施工に伴う災害及び公害の防止並びに風害対策については、関係法令にない適切な措置をとること。

6

公害災害の防止

a

施工者は、公害の発生、身体及び財産に関する危害及び迷惑を防止するため、現場に仮囲い、危険表示の設置又は交通整理員及び保安上必要な措置を講じなければならない。

7

事故発生時の措置

a

施工者は、工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故・人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに応急処置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因経過、事故による被害の内容等について、速やかに係員に報告しなければならない。

8

養 生

a

施工者は、工事の施工区分部分、既存部分、未使用機器、材料等で施工中汚損し又は損傷する恐れのあるものは適切な方法で養生すること。

9

境界杭、測量杭等

a

施工者は、工事現場の境界杭、測量杭等を施工中移動・除去又は埋設しないよう適切な措置を行うこと。

10

関係書類の常備

a

施工者は、工事に係る関係書類を備え、係員が随時閲覧できるよう整理しておく。

11

現場の整理・整頓

a

工事の施工中、機械器具・材料等は、保安上の妨げにならないよう使用の都度整理し、不用のものは場外に搬出するなど、工事現場に整理・整頓に努める。

12

跡片付け

a

施工者は、工事完了に際し、工事現場及びその関連する部分の跡片付け、清掃を行うこと。

3

施工管理

1

実施工程表

a

施工者は、工事現場において着工する前に先立ち、工事実施に必要な工程表（以下「実施工程表」という。）を作成し、係員の承認を受け提出すること。ただし、軽易な工事については、係員の承認を受け提出を省略することができる。

b

実施工程表上の工程及び工事内容等に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を提出する。提出については上記 a の同様とする。

c

係員の指示により、施工者は毎日の気温、天候、工事進捗概要、職人数、主な出来事等について記録簿を作成し、これをまとめ月報として提出する（工程写真、月間又は週間実施工程表添付）。

d

他の工事との関連のある事項については、係員の指示を受け調整すること。

2

施工計画書

a

着工に先立ち、工事の総合仮設をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出する。

b

各工事種別別材料・工法等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督員の承認を受けること。ただし、軽易な工事については、監督員の承認を受け作成を省略することができる。

3

下請業者及び資材納入業者選定届

a

施工者は、工事着工前に各下、各下請業者及び資材業者を選定し、下記事項を具備した名簿を作成し提出する。
1）指定の有無 2）製造業者及び施工会社（代理店扱いの場合は） 3）電話番号
4）担当名 5）摘要欄

4

施工図、現寸図等

a

施工者は、係員の指示する期日に施工図、製作図、加工図、原寸図等を作成し係員の承認を受けること。

5

検査及び立ち会い

a

検査及び立ち合い項目については施工者が行い、その結果を係員に報告する。

b

施工検査
(a) 発注者並びに関係官公庁、事業会社の立ち会い
検査を必要とするものは、係員と打ち合わせの上、その手続きを経て、施工者は立ち合い検査を受けてその結果を係員に報告する。
(b) 施工後、検査困難な工事は随時施工者の責任により検査・立ち合いを行い、その記録を係員に提出する。
(c) 竣工検査は、係員の指示する日に竣工下検査を受け、駄目直し・残工事等一切完了した上受けなければならない。なお、工事完成にあつては（記号書き・月間又は週間実施工程表添付）
1）竣工図 2）引渡し書 3）備品目録 4）官公庁及び事業会社の許可書類 5）工事中的重要記録 6）建物維持管理注意事項 7 各工事に特に定められている工事保証書 8）工事竣工図（製本2部）
(d) 申請手続及び検査に要する費用はすべて施工者の負担とする。

6

工事写真・施工写真

a

施工者は、工事全般にわたつて工程写真撮影を行い、随時閲覧できるよう、整理・編集するとともに、工事完了時には写真帳とし提出する（工事写真集3部）。

b

施工者は、係員と打ち合わせのうえ各工種についてその要領を撮影し（モックルーム又はカラー）内容説明を記入のうえ、工事工程報告（月報）に添付して係員に提出する。（提出部数2部）

c

工事完了時は、下記竣工写真を係員の指示に従い撮影し、アルバムに整理のうえ説明を添えて提出する。写真はカラープリント（大きさはキャビネット）とする。（提出部数2部）

材 料	①	概 要	a 本工事に使用する材料は「建築工事標準仕様書」、「建築工事施工管理指針」による。 b 本工事に使用する材料は、仮設材料および特に記載されたもののほかは、すべて日本産の新品とし、特注品は在来仕様の見本品および図面により作製する。また、木材については、当初材は将来の保存に支障のない限り努めて再用し、後補材についても建造物の状況によって再用することがある。取替、または新補する材料は樹種・形状・寸法とも在来の方式のものに倣うことを原則とする。
	2	見 本	a 施工者は、工事用材料、仕上りの程度、色合い、柄等について、あらかじめ見本又はカタログ等を出し、係員の承認を受けること。
	③	搬入報告	a 各材料については、材料搬入の都度別に定める最終検査の実施基準に基づく検査を受け、合格したものを使用すること。また、不合格品については、速やかに場外に搬出すること。
	4	材料試験	a 材料のうち特に指示のあるものについては、強度、耐力等についての試験を行う。 b 材料について試験を行うときは、監督員立ち会いのもとで供試体採取し、封印又は検印を受けること。この採取した供試体については、一般財団法人建材試験センターにおいて試験を受け、その成績書を監督員へ提出する。
	5	検査及び試験の費用	a 検査及び試験に要する諸費用は、施工者の負担とする。
	⑥	材料の保管	a 本工事に使用する再用古材、補足新材ともその保管に対しては、湿気、盗難、火災等に対し十分対策を講じること。
そ の 他	①	発見物等のあった場合の注意事項	・部材に墨書、刻銘、番付等が発見した場合、または建造物の創立・沿革を知るうえで重要な資料（例 祈禱札・通牒・巡礼札等）を発見した場合は、ただちに係員に報告し、その指示を受ける。
	②	一般的注意事項	・本工事は指定文化財の修理工事であることを認識し、常に係員の指示に従い、特に古材の取扱いを慎重にし、また火気（焚火・煙草等）の使用は指定以外の場所では禁止する。工事施工上必要な火気も監督員の指示を厳守すること。
	③	基準尺度（尺杖の種類・寸法・目盛）	・スチールテープに目盛りを施した長さ4m、3cm角の増製尺杖を作成し、全工事を通じての基準尺度とする。
仮 設 工 事	1	計 画	・建物に高麗根を設ける。その他保存小屋、工作小屋、作業員休憩所、監理事務所、便所等を建設する。工事現場周囲には境界線を張り、出入口門扉を設ける。
	②	構 造	・高麗根 保存小屋は半管柱もしくは特組足場とし、屋根は亜鉛引波形状鉄板葺とする。工作小屋、作業員休憩所、監理事務所は軽鉄骨組立ハウスとする。便所は簡易組立式とする。
	③	材 料	イ 高麗根等の主材はJIS規格品とし、下記を標準とする。 木 管… STK5、径48.6mm、長1.0～5.5m 同上の横品…ベースプレート、ジョイント、クランプ 特組足場…W900～1,200、H1,725、建柱、ジャッキプレート、鋼製甲板、ジョイント、アーム ロック、ブレーク、階段板、手摺柱、手摺 足場板・甲板…厚2.5mm、長3.6m以上の杉板または足場用合板 鉄 板…亜鉛引波形状鉄板 厚0.16mm以上 合成樹脂板…塩化ビニル（波形）、厚0.8mm以上 養生シート…合成繊維織造で防炎加工を施したものの 鉄線・釘…φ10または鉄線、洋釘 枕 立 材…杉または米桐1等材（鋼線、止り止め线等） 金 網…菱形金網 φ10×56目 ロ 工作小屋等では下記を標準とする。 工作小屋…組立ハウス（JIS規格品） 監理事務所… 作業員休憩所… ウ 高麗根（登枝横付） ・外建地は足場または養生材上にベースプレートまたはジャッキベースを釘止めとし、柱間1.8～2.0mとし、軒先より2.5m幅に建て、内建地はそれより1.2m内側に建てる。布は根掛布を入れ、飛び付き1.8m、それより上には2m割り、棚は軒先より約0.9m下に設け、根太0.9m外、歩み板0.9m以上は敷き並べ、ゴムパッド止めとする。要所控柱、防落、方杖を取り付け、各組手は堅固に締め付ける。桁高は棚足場より2m以上に、合掌は柱に架け、母屋割0.85m内外とし、筋違を要所に入れる。横および合掌はトラス組とする。屋根は全鋼骨トラス鉄板葺とし、要所に波形塩化ビニル板を入れて雨り取りとする。周囲は養生シート張りとする。登枝横は勾配3/10以内、止り止め、手摺を設ける。また高麗根取立後は必要に応じて要所より支柱、筋違等を挿入して補強を行うとともに、桁行方向と各隅部にワイヤーロープによる補強も行う。 特組足場は筋違、布板等を基準に従い組立て、座手はジョイント、アームロックで繋結し、所定の段数まで組上げる。各單位手の取り合わせを十分確認し、建地入りり、不陸のないよう組立てる。棚足場は半管柱とし、間隙は特組内にて前後各4ヶ所設ける。 ・構造計画検討書（構造計算書）を提出すること。
	④	高麗根（登枝横付）	
	5	軒足場（登枝横付） （鋼管足場の場合）	・建地は1.8から2.0m間隔に、軒先より1.2m外に建て、それより内方1.5mに内柱を立てる。建地足元は足場板を敷き並べ、ベースプレートを重ねて釘止めし、根掛布を取り付ける。布は飛び付き1.8m、それより上には2.2m割りに取り付け、棚は軒先より約0.9m下に設け、根太0.9m外、足場板0.9m巾以上に敷き並べ、要所はゴムパッドもしくは鉄線横付とする。要所に控柱、筋違、方杖等を取り付ける。登枝横は勾配3/10以内、すべり止め、手摺を設ける。
	5'	軒足場（登枝横付） （丸太根の場合）	・建地は根入り30cm以上、軒先より、0.9m外に建て、布は飛び付き1.5m それより上は1.2m割り、棚は軒先より約0.9m下に設け、根太0.6m外に敷き並べ要所は根太に釘止めする。要所に控柱、筋違、方杖を取り付け、各組手鉄線横付、縦、ポルト、スチーパ等を用いて繋結する。登枝横は勾配3/10以内、止り止め、手摺を設ける。
	⑦	内部足場	・必要に応じて特組、半管、脚立、ローリングタワーを用い、その都度組み、諸工事に用いる。
	8	保存小屋	・出入口扉付、周照および屋根は要所に波形塩化ビニル板で雨り取りを設けるほかは波形亜鉛鉄板張りとし、その他は高麗根に準じて工作する。
	8'	茅葺場	・切り丸太を9/10内外に配し、この上にべっ角を根太として約45cm間隔に番線などで繋結し、根太上にはコンパネを釘止めて茅葺場とする。茅を集めた後にシープ養生をして置く。風散防止のためシートはビニール紐等で繋結して置く。
	⑩	便 所	・大小別個の簡易組立式トイレとし、汲取式便桶を埋設する。
15	水盛造形	・建物周囲に造形を設ける。造形は地杭を杉丸太末口7.5cm、長1.5m以上の材を用い、根入りを60cmとし、杭頭はイスカに切り揃え、水質は杉板厚1.5cm、巾12cm以上のものを用い、上端を飽和りのうし地杭に水平に釘打ちする。造形には建築物の位置および水平の基準を明確に表示し、主任技術者が確認する。	
⑩	諸 設 備	・下記の設備を行う。 高 麗 根…電灯、コンセント、消火器 保存小屋…電灯、コンセント、防火水槽、消火バケツ、消火器 工作小屋…電灯、コンセント、消火器 便 所…電灯、手洗器（外部） ●監理事務所…電灯、電灯、コンセント、給排水、流し、ガス台、棚、製飯台、消火器 作業員休憩所…電灯、コンセント、給排水、流し、ガス台、卓、椅子、消火器	
17	仮設物撤去	・各仮設物は、本工事完了後、係員の指示に従い順次本体、及び仮設周辺物を破損しないように丁寧に解体し、各仮設材料は場外に搬出する。	
⑩	工事区域内除片付 ・清掃	・工事完了後、建物周辺の敷地および仮設物建設跡地の整地・清掃を行う。	
⑩	安全管理・維持管理	・工事実施にあたり、法律上必要な危険防止および衛生上のごにに関しては、適当な施設を設け、かつ防火対策を講ずる。また高麗根等の仮設物は工事期間を通して強度上必要な補修・補強を行い、安全を確保する。	

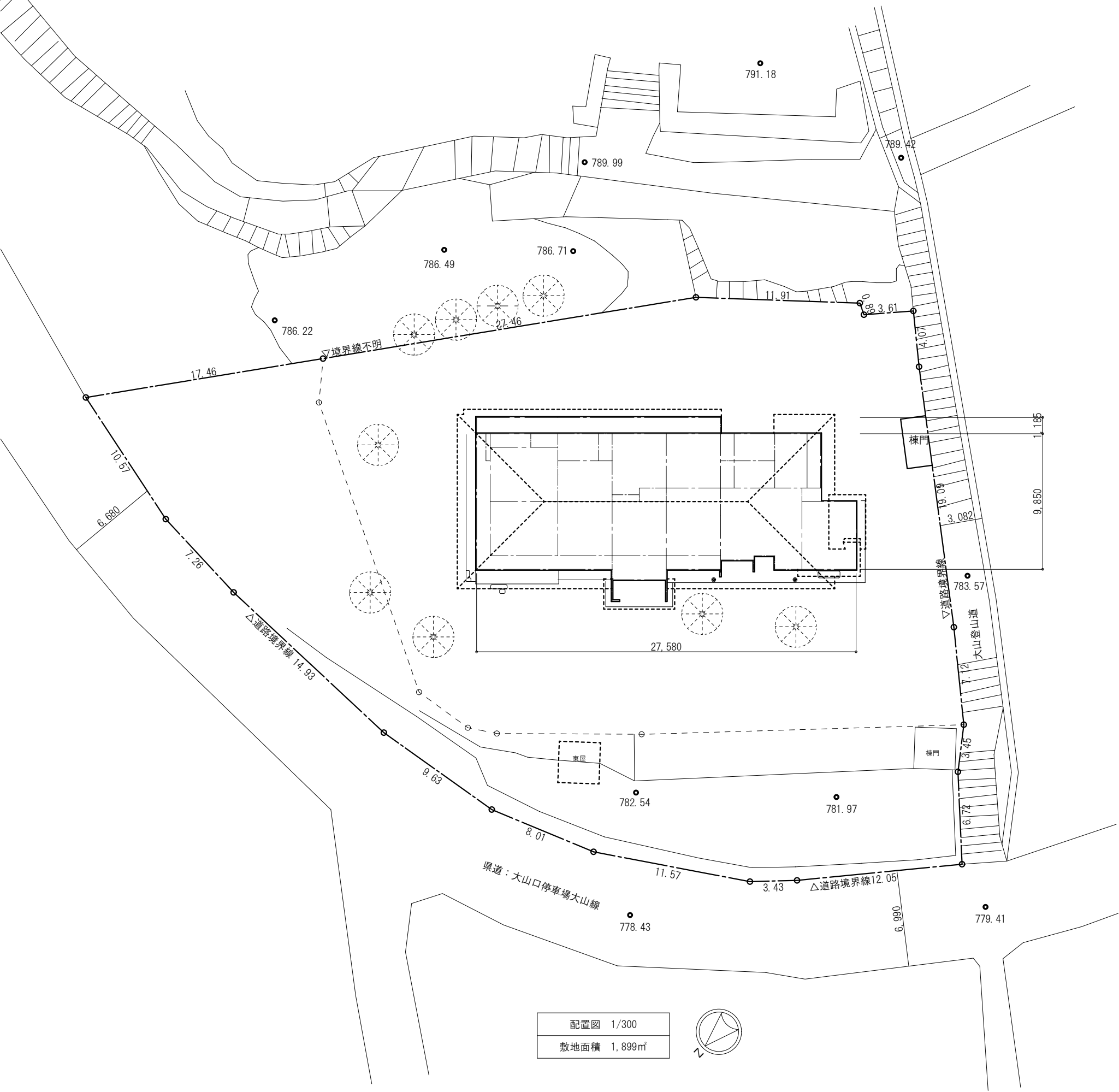
解体工事	①	根 拠	・解体方針 部分解体修理（建物の必要箇所を解体するが、基礎石等については破損状況や調査の結果、掘り起こしの必要ないと認められる部分については行わない。） 屋根葺替（平葺全面解体、上軒付・品軒は全部、下軒付は破損箇所部分のみ解体する。） 部分修理（柱・梁廻り・軒先廻り・造作・建具等の破損箇所部分を解体する。）
	②	解体範囲	① 全体 イ 礎石等掘起しの有無（建物は全体解体を行う。ただし、礎石・雨落基・基礎：〇〇等は破損調査の結果に基づき、割替・欠損・不同沈下・変位・傾斜・〇〇の掘削の掘り起こすものとする。） ロ 全部調査の有無（建物解体の後、地裏面の盛土等を撤去して清掃を行い、礎石・地盤・地盤及び地下道調査のため、敷地内の発掘調査を行う。その範囲は関係者が協議して決める。） ハ 接続建物等のある場合（本工事施工に際して支障となる接続建物は取り付きから約4mの範囲の屋根瓦を取り解き、軸部・壁・造作等なるべく解体を避け、取り合いの壁手を取り外し、天井壁等は取り合いの一部を釘仕舞より取り外しておく。周辺の樹木や建物で工事施工上支障のあるを行っておく。） ② 半解体・部分解体・屋根葺替 イ 半解体・部分解体の範囲（解体の範囲は修理方針に従って施工するが、構造上、或いは破損の度合い等により決める。この範囲を変更する場合は、事前に係員と協議をした後に実施する。屋根葺替範囲により決める。） ロ 見え隠れ部の解体範囲 1 屋根（葺瓦・葺土の全部を取り解き、土屋根は葺土を取り除いた後、取り解き範囲を決定する。） 2 造作（溝縁と雨水装置の全部及び雨漏りで腐朽した天井、虫害の著しい敷居・鴨居等（図面№〇に示した範囲）を取り解く。） 3 軸部（台所及び玄関後半部の軸組部と真朽の甚だしい西側の軒桁・柱・差物及び土台等（図面№〇〇に示した範囲）を取り解く。） 4 軒廻り（ ） 5 小屋組（ ） 6 その他（電気・水道・自動火災報知設備、他の設備器具等はそれぞれ専門の職工が取り外す。） なお、土屋根・小屋組・床組・壁下地等の見え隠れ部分の解体範囲は図示するもののほか、破損状況等を調査のうえ、現場指示によって決定する。 ハ 壁体の大外し 壁体の仕様保存のため一部を不放置する場合は後記特記事項による。 ニ 解体範囲の変更 解体調査の結果、破損度が甚大或は軽微であった場合は、予定の解体範囲を変更する。
	③	準 備	① 解体番付・番付図 1 解体番付・・・解体番付を定め、解体前または解体中に個々の部材ごとに別記法によって番付札を付す。 2 番付図・・・板、または厚紙に随平面図をかき、解体番付を付し事務所及び工事現場の見易い場所に提示する。 ②番付札 1 化粧材用・・・大きさ3×6cm、厚さ3mmのベニヤ板札に所定の番付を墨書き、長さ約15mmの釘で札1枚当り2本の釘止めとする。なお、部材の札打ち筋が密にならないように取り付け位置は可及的に見え隠れ部とするなどの配慮をする。 2 野物材用・・・番付札は上記のものを用い、止釘は長さ20mm以上のものを用いる。 3 その他・・・瓦は必要に応じて水性ペイント（白色等）で見え隠れに番付を書き、金物類荷札で針金括りとし、或いはガムテープ等を貼り、番付を付ける。 ③ 清掃・養生 1 清 掃・・・落工と同時に建物内外の片付け、清掃を行う。 2 養 生・・・解体中に汚損・破損の被害を生ずるおそれのあるものには、それぞれ適切な養生を施す。 ④ 施工に際して必要な諸調査・記録 1 調 査・・・施工の際、必要となる実測・調査等を行う。 ① 矩 計・・・軸部・組物・小屋組高さ及び軒廻りの寸法 ② 曲線型板・軒反り・軒付の厚さ、反り増しの曲線部の立ち板を作成する。 ③ 瓦葺屋根の納り等・・・屋根瓦の様一箇の甲一隅の納り、その他の屋根の屋根一軒付の形状等、または鉄金具の取付状態等、組立直時に必要な箇所は実測、または写真撮影等を用いて記録しておく。
	④	工 程	① 解体順序 準備完了後、係員の指示に従って順序から（例として工程による）丁寧に解体する。なお、大外しをするもの、施工資料として活用するものは別記清掃のうえ、工程は概ね以下による。建具・量・敷物等を取り除き、屋根葺材及び野地を解いた後、明らかに後述と認められる増設部分・造作材・壁・頭次取り外す。なお、組物の解体は係員の指示をまち、復原調査が完了した後に行う。 ② 現状変更調査等に伴う工程の変更 現状変更等の事由により、調査事項が増えた場合は解体期限を相当期間延長し、また解体範囲、或いは解体順序等も変更を行うことがある。
	⑤	清掃・養生	① 解体中・解体後（施工中に各部材が汚損、或いは破損しないよう注意をし解体調査後、特に造作材等係員の指示する古材は養生材（ITF-krr7）等を全面に貼り付け等、部材に応じて適切な養生を施す。）
	⑥	調査協力	① 調査への協力 建物の実測、破損、痕跡、仕様、取替材、現状変更調査等、係員が行う諸調査に協力する。 ② 発見物の配置 解体中に墨書や旧番付の発見及び転用古材や不用の仕口・旧釘痕等が発見された場合は、解体を一時中止して係員に連絡し指示を受ける。
	⑦	古材整理	① 整理区分・格納 解体した部材は再用・繕い・取替予定等に区分し、係員の承諾を受けた後、同材種ごとに整理し、調査の終了したものは釘仕舞及び清掃のうえ、工程保存小屋等指定の場所に整頓して格納する。その際汚損・破損等の生じないように取扱いには特に注意し、また古材は土間床に直接置かないよう、厘木を両うなどの措置を講じる。 ロ 金物その他解体中に採集した資料は部材ごとに使用か所や時代別等に分類のうえ、箱等に収納して散失を防止する。 ② 重要な保存材 棟札・墨書のある部材、その他に重要な資料は事務所・保存庫等、鍵のかかる場所に保管する。 ③ 不材材の処分 調査が終了し、不材材と決定した廢材は一定の場所に集積し、係員の指示する時期、方法により処分する。
	⑧	特記事項	① 部分的大放し イ 解体準備 床・天井・壁体（土壁）等を資料保存のため大放しする場合（特に土壁の大放し）は、予め大放しする部分にのり・モル・コン・ボネ等壁体養生を施し、仮枠を組立てて移動中に破損することのないよう、仮枠を組立てて十分に緊結、固定する。 ロ 解体 造作材については、大放しに支障となる周辺の止釘を抜き、仕口等も可能な限り外しておく。壁体（土壁）の場合は、持ち廻り（市約30m程度）の壁を落し、貫の打付け釘を抜き取り、柱・軒桁・土台等の周辺軸部材等を不搬入し放しする。 ハ 組 立 軸部組立後、補修をおこなった造作材を位置養生を取り付けける。壁体（土壁）の場合は軸部組立後、旧位置に納め、貫の補修・補強を行い、周辺部に釘付を打ち、これに小貫を打付け、その後手廻りの壁造り工事を実施する。

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	解体工事特記仕様書		
場所	大山町大山宇西明院谷52番1		
縮尺	---	単位	---
図番	A-1		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

解体要領書			
仮設・解体工事に並行して係員もしくは係員の指示によって施工者が必要な調査を行います。 以下に想定される調査項目を列記します。 内容は建物の状況によって変更されることがあります。 貴重な文化財建造物を後世に残すため、修理の機会にしか得られない建物の情報を記録することも保存修理の役割の一つです。 工事の実施においては係員との工程調整を十分に行い、調査記録に遺漏の無きようご協力ください。			
●実測調査 修理する前の状況を実測し、現状一般図の作成、矩計設定その他のデータとする。			
調査結果は各図面に用いられる。			
●破損調査 現状の破損状況を確認し、実測、写真撮影等で記録に残す。 木部：木部の腐食、破損、軸部の傾斜、沈下 屋根：各棟、平葺き面の凹凸、雨漏りの有無、葺材の劣化、瓦破損等 壁　：壁面の浮き、剥離、割れ、汚損の有無、下地の腐食等 建具：建付けの確認、木部の腐食、破損、汚損、金物の腐食破損等 基礎：石の破損、礎石の不同沈下			
調査結果は破損調書にまとめ、解体中に原因、対策を検討する。 組立は現仕様を踏襲することを原則とするが、保存、維持管理上改善が必要なものは理由付けを明確にした上で施工に反映させる。			
●取替材調査 破損状況確認と同時に破損材料の取替、補修範囲を決定する。			
調査結果は明細書あるいは構成部材調書にまとめ、組み立て工事で材料の購入を行う。 ※（発注時の数量と異なることがあるので、原則調査終了後に材料の購入を行う。 また、設計変更については事前に発注者等と協議する）			
●仕様調査 各部の仕様の調査、当初あるいは後補の時代判断根拠とする。半解体修理であることから解体範囲は限定される。			
※一般の工事と最も異なる点であり、当時の実施されていた技術を確認するとともに組立の際の仕様の基にもなる。 また、茅葺屋根や壁など一度解体撤去してしまうと過去の状態がすべて失われる可能性もあるため記録を残すことは必須である。 調査のための採寸や、記録写真撮影、サンプルの採取等のため工事の手を止め周囲の整理、清掃、作業待ちをお願いすることがある。 工程は係員と十分な協議の上調整を図る。			
基礎：材種、表面加工、部材寸法、磚寸法、割付等 木部：材種、部材寸法、加工（表面、継手、仕口）、納まり等（解体箇所に限定） 屋根：寸法、数量、下地（材料、寸法、葺足）、 納まり（軒からの出、螻羽の出、葺足、利幅、割付、棟積高さ、棟積幅、熨斗の出、段数、鬼立ち位置等） 茅の種類、茅束、押鉾、軒付、下地竹割付、縄搔付け方法 壁　：材料、各塗り厚、成分組成、納まり（チリ廻厚） 建具：材料、寸法、納まり（召し合わせ形状、寸法、樋端寸法、内法等）取付位置、欄間形状等 金具：材料、寸法、取付位置、数量、寸法等 その他：自火報位置、数量			
調査結果は各調書にまとめ、実施仕様に反映させる。 （保存、維持管理上特に問題が生じない場合、実施仕様は現仕様を踏襲する。）			
●技法・工法調査 仕様調査と同時に行い、各部の納まり、加工状況を確認し、実測、写真撮影にて記録を取る。			
調査結果は工法調書にまとめる。			
●構成部材調査 各部材の名称、材種、品質、形式、寸法、数量、取替の有無の確認			
調査結果は構成部材調書にまとめる。 （解体箇所に限定、解体箇所が少ない場合は補足材料明細に替える。）			
●痕跡調査 当初の状況、過去の改変状況証拠の確認 （過去に使われていた・穴、釘穴、転用材の有無、壁塗り替え、屋根下地の残存等）			
調査結果は痕跡図等にまとめる。 ※改変状況が明確になり、保存、管理上適性であると判断できれば現状変更の手続きをとって復原行為を行う。 現状変更については監督官庁との協議が必要になる。 基本的に今回の工事では復原行為による現状変更手続きは発生しないものと考えられる。			
●史料調査 当初の状況、過去の改変状況を裏付ける史料（文書、古写真）の確認と、検証。または、関係者への聞き取り調査。 ※修理委員会、監督官庁他の協力が必要。			
●類例調査 近隣の建物で類似する建物の調査（特に、平面構成、屋根納まり、欄間、細部彫刻）			

※解体中の各調査はそれぞれが独立して調査されるものではなく、各工程ごと、または各部位ごとに総合的に調査し、結果を各調書等にまとめる。			
解体中の記録作成のため作業を中断し、寸法採寸、写真撮影等を行うことがある。			
（記録用の写真撮影時は周囲を掃除し、工具、材料等ができるだけ写真に写らないようセッティングを行う必要がある。）			
このため手待ちの時間が生じるが予めご了承ください。調査は基本的に係員が行い、施工者はこれを補助する形をとるが、状況に応じて係員の指示を受けて施工者が記録を取ることもある。解体期間の工程調整は連絡を密にし、十分協議の上で実施する。			

文化財修理事業における解体作業の流れ			
部材位置、場所の記録、番付の決定 ↓ 現況写真撮影（文化財用の写真では黒板入れないことが多い） ↓ 現況実測（各部材の位置関係を記録（野帳、写真）） ↓ 部材に場所等を記録した番付札の打ち付け（番付は予め協議の上決定しておく） ↓ 部分解体（内部状況の確認、仕様、技法の記録） ↓ 施工監理者の確認と承認、写真撮影 ↓ 全体的な解体 ↓ 格納場所への運搬 ↓ 各部材の寸法実測、写真撮影 ↓ 調査終了の部材から整理、養生（清掃、釘仕舞い、選別等） 各工程に於いて上記のサイクルで調査を行いながら （建具→屋根（瓦、茅）→壁（漆喰、中塗、荒壁、壁下地）→小屋組→軸部→基礎のように） 解体を進めていく。			
工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	解体要領書		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	---	単位	---
図番	A-2		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

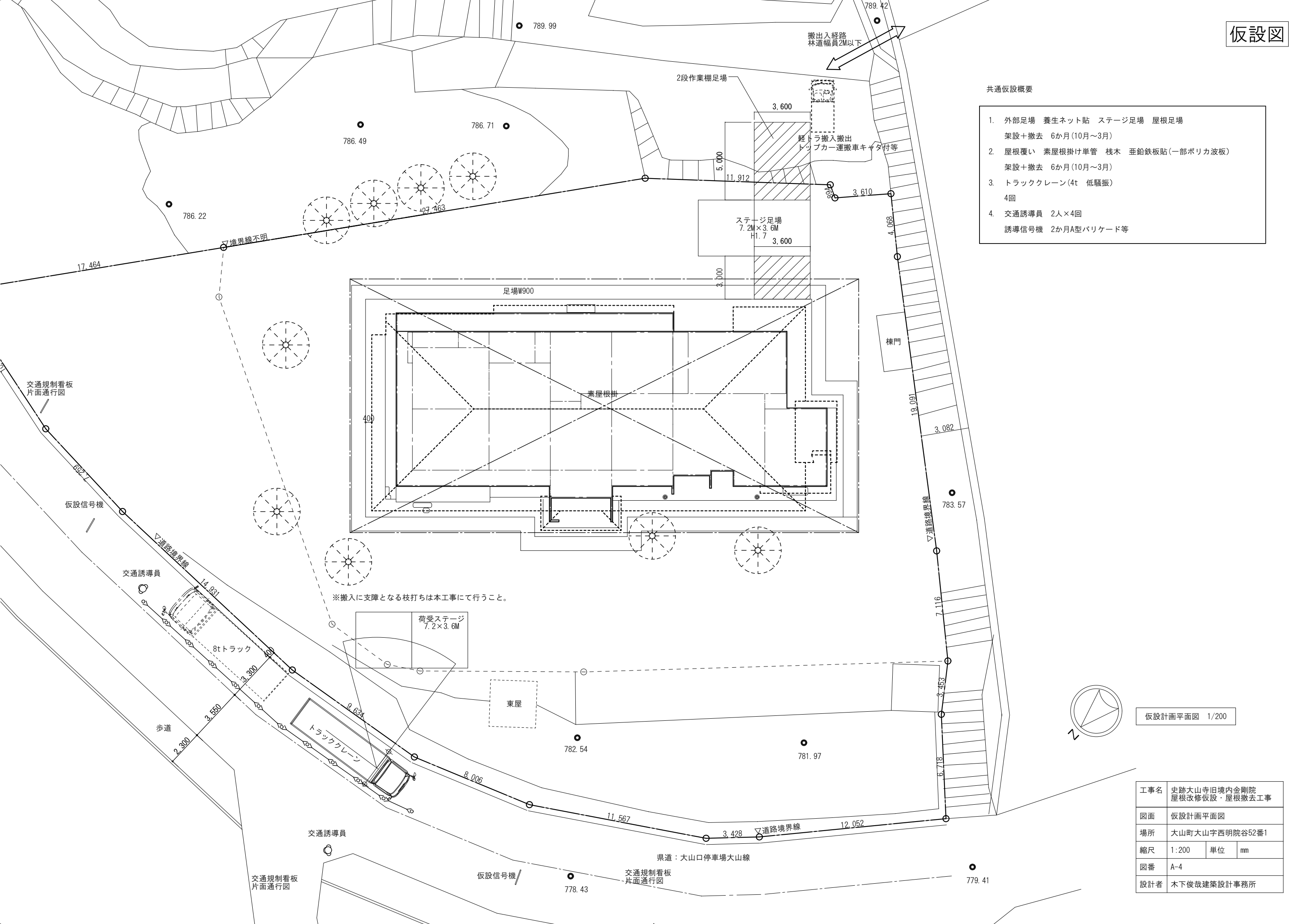


配置図	1/300
敷地面積	1,899㎡

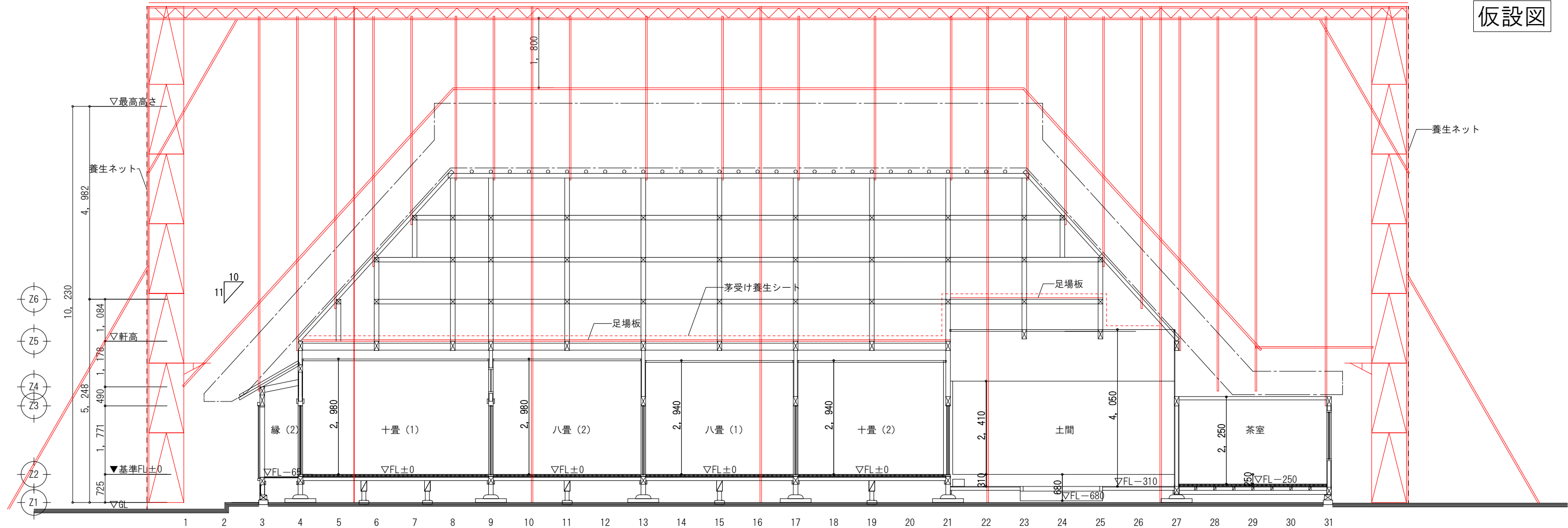


工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	付近見取図・配置図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:300	単位	mm
図番	A-3		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

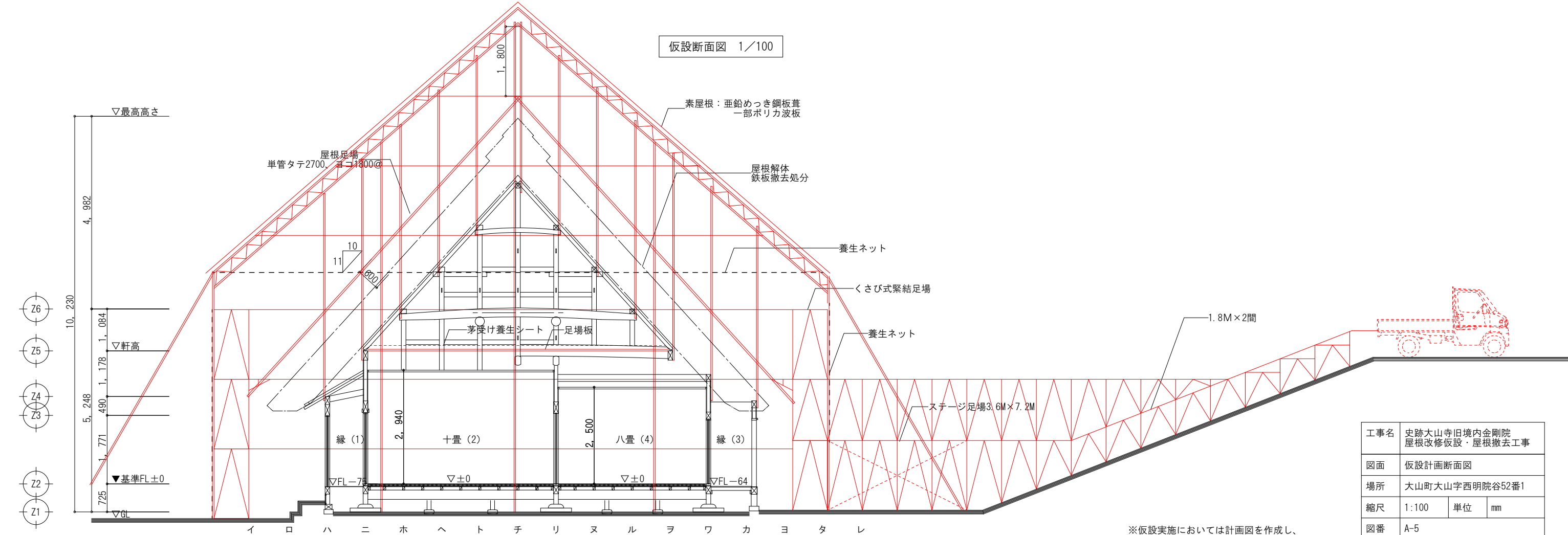
仮設図



仮設図



仮設断面図 1/100

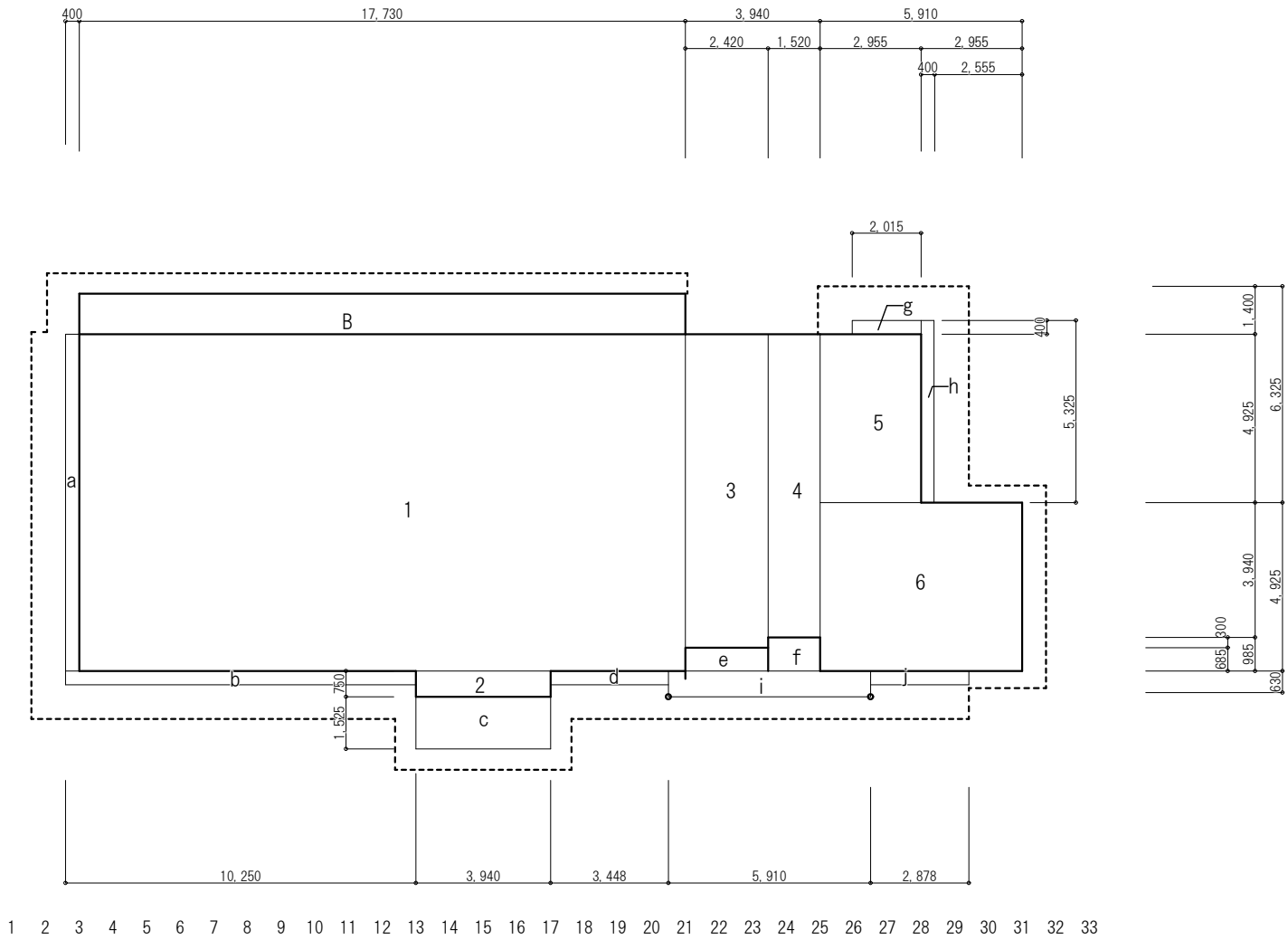


仮設断面図 1/100

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	仮設計画断面図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-5		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

※仮設実施においては計画図を作成し、
構造計算書提出の上、係員の確認をとること。

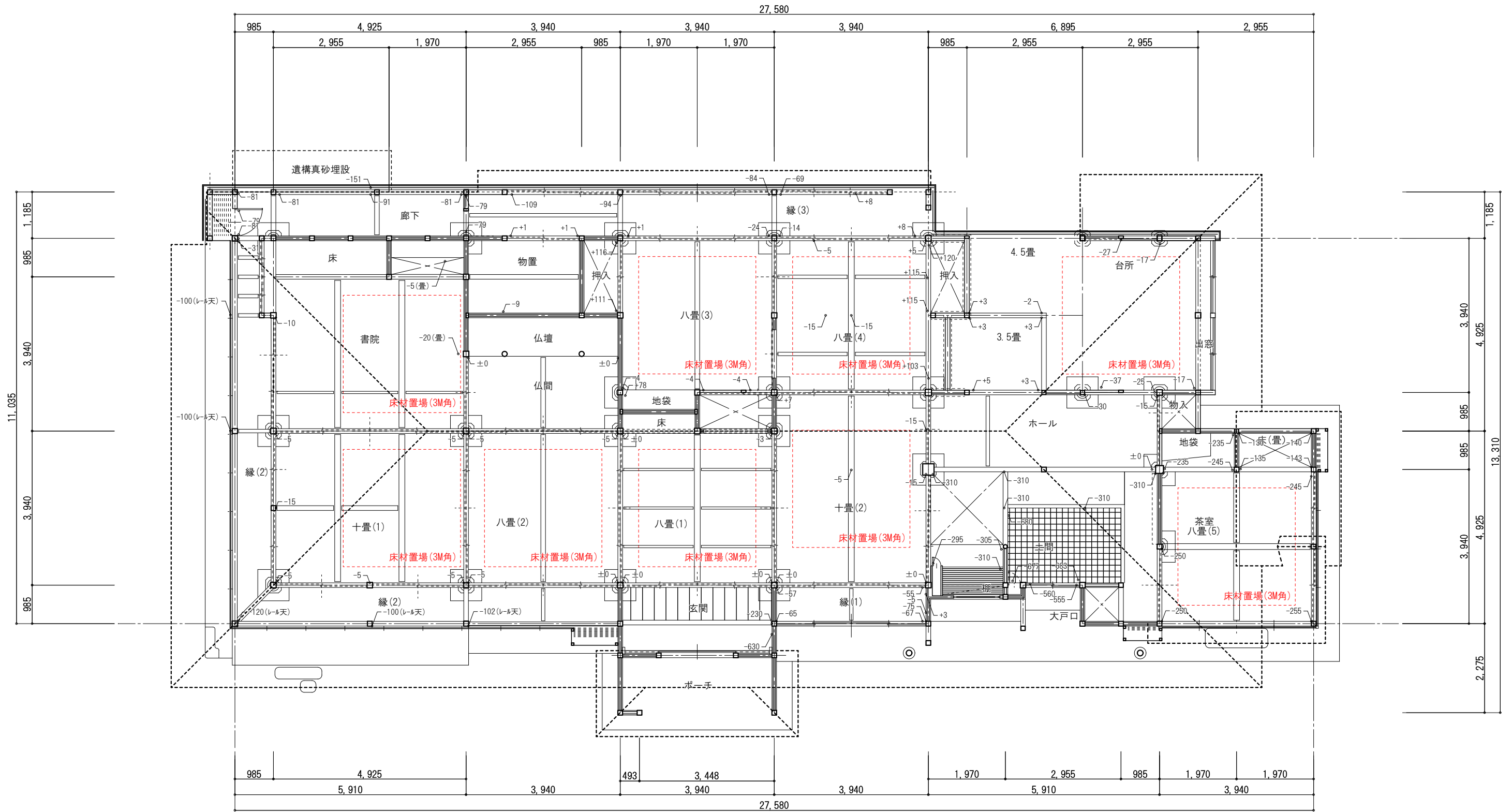
ソ
レ
タ
ヨ
カ
ワ
ヲ
ル
ヌ
リ
チ
ト
ヘ
ホ
ニ
ハ
ロ
イ



求積表

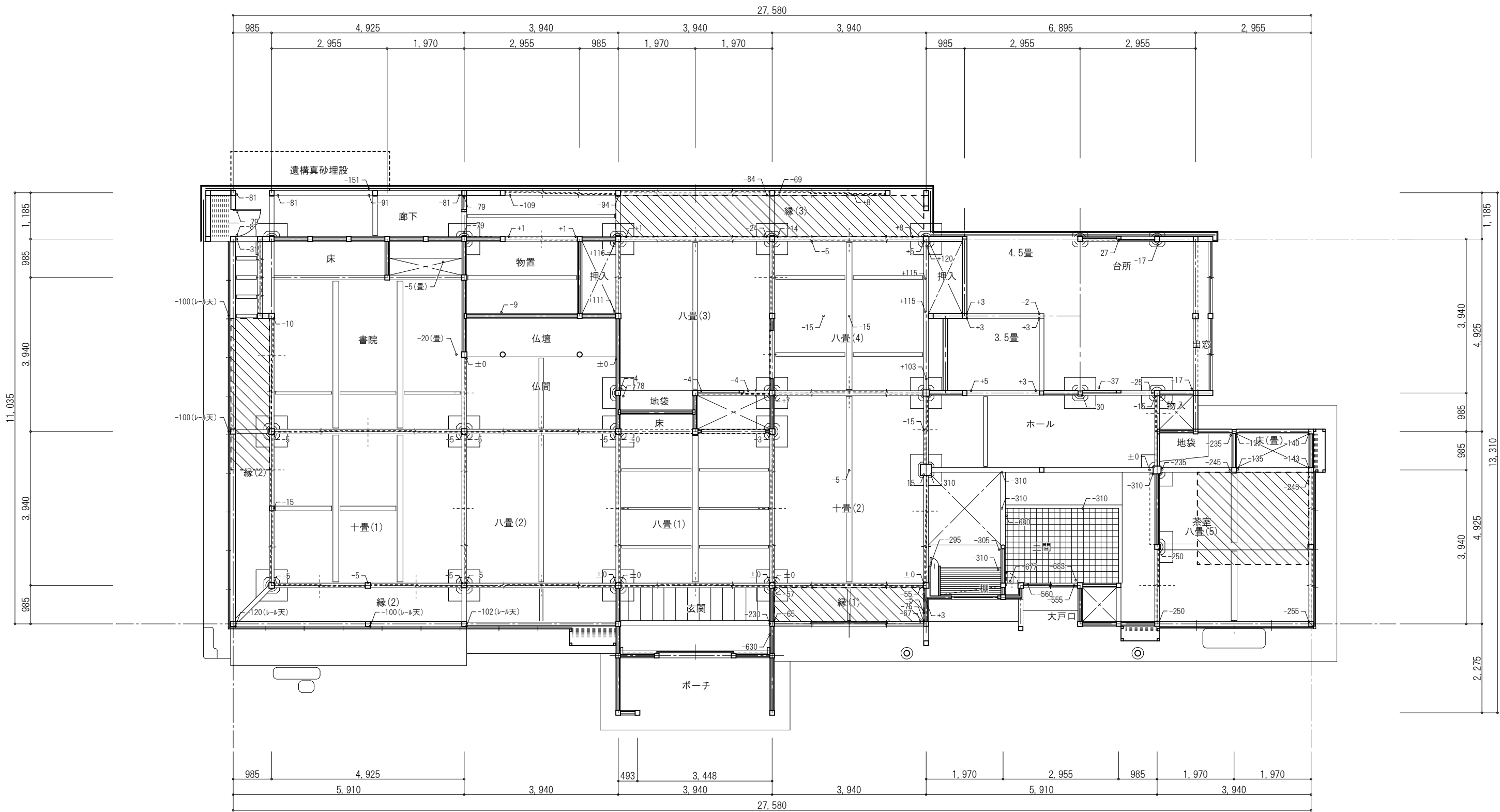
	計算式				建築面積	床面積
既設面積						
1	17.730	×	9.850	=	174.641	174.641
2	3.940	×	0.750	=	2.955	2.955
3	2.420	×	9.165	=	22.179	22.179
4	1.520	×	8.865	=	13.475	13.475
5	2.955	×	4.925	=	14.553	14.553
6	5.910	×	4.925	=	29.107	29.107
a	0.400	×	9.850	=	3.940	
b	10.250	×	0.400	=	4.100	
c	3.940	×	1.525	=	6.009	
d	3.448	×	0.400	=	1.379	
e	2.420	×	0.685	=	1.658	
f	1.520	×	0.985	=	1.497	
g	2.015	×	0.400	=	0.806	
h	0.400	×	5.325	=	2.130	
i	5.910	×	0.750	=	4.433	
j	2.878	×	0.400	=	1.151	
小計					284.012	256.910
増築面積						
B	17.730	×	1.185	=	21.01005	21.010
計					305.022	277.920
延床面積					277.92	m ²
建築面積					305.02	m ²

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	求積図・求積表		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:200	単位	mm
図番	A-6		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	現況平面図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-7		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

ソ
レ
タ
ヨ
カ
ワ
ヲ
ル
ヌ
リ
チ
ト
ヘ
ホ
ニ
ハ
ロ
イ



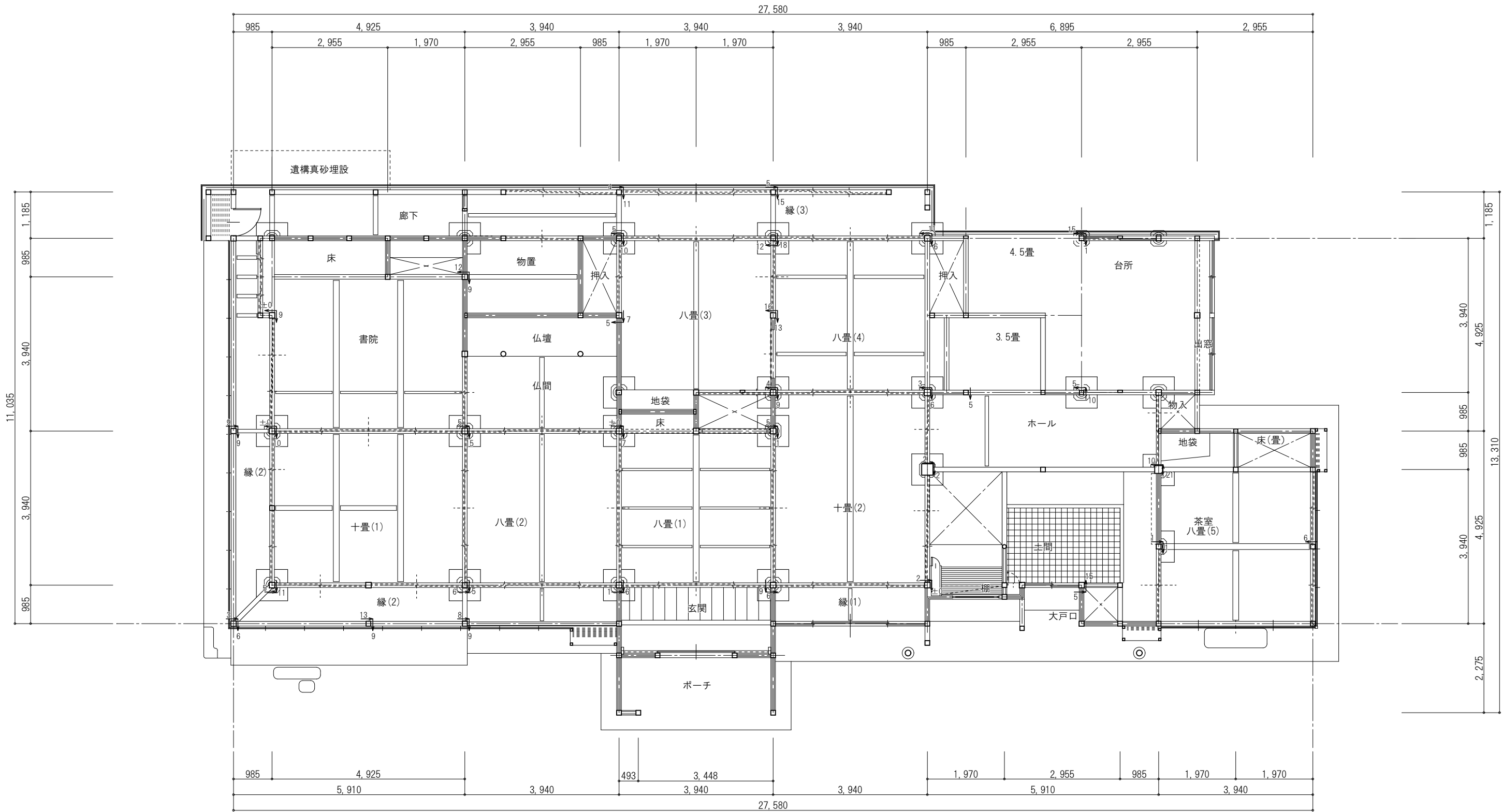
調査図 1/100



雨漏範囲を示す。

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	調査図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-8		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

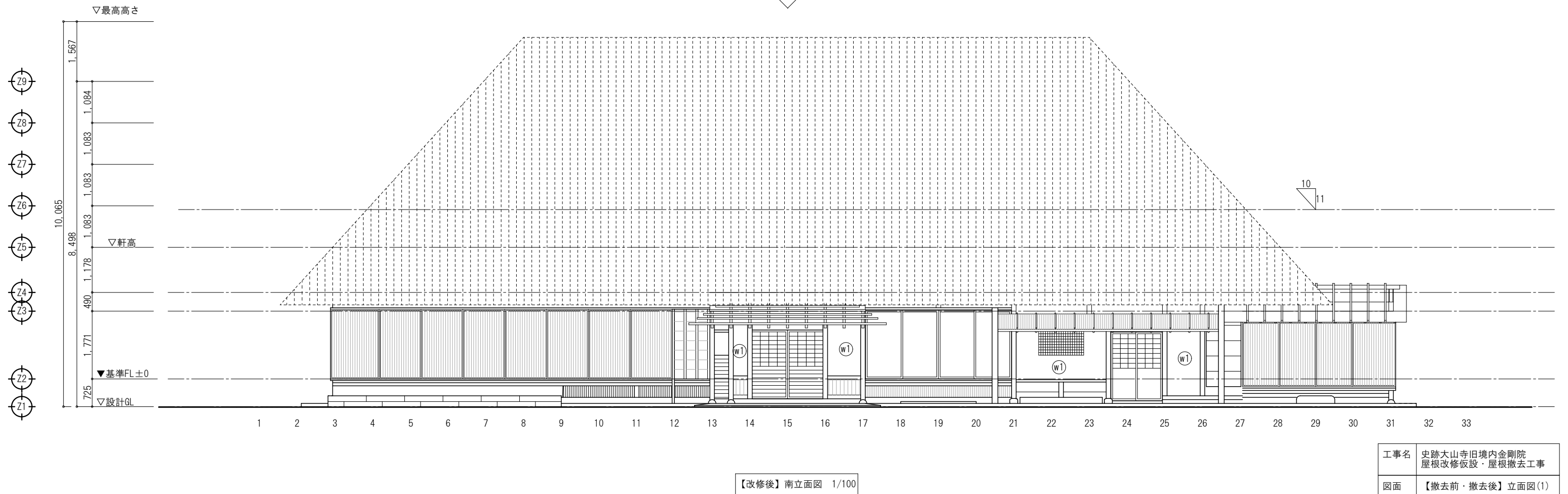
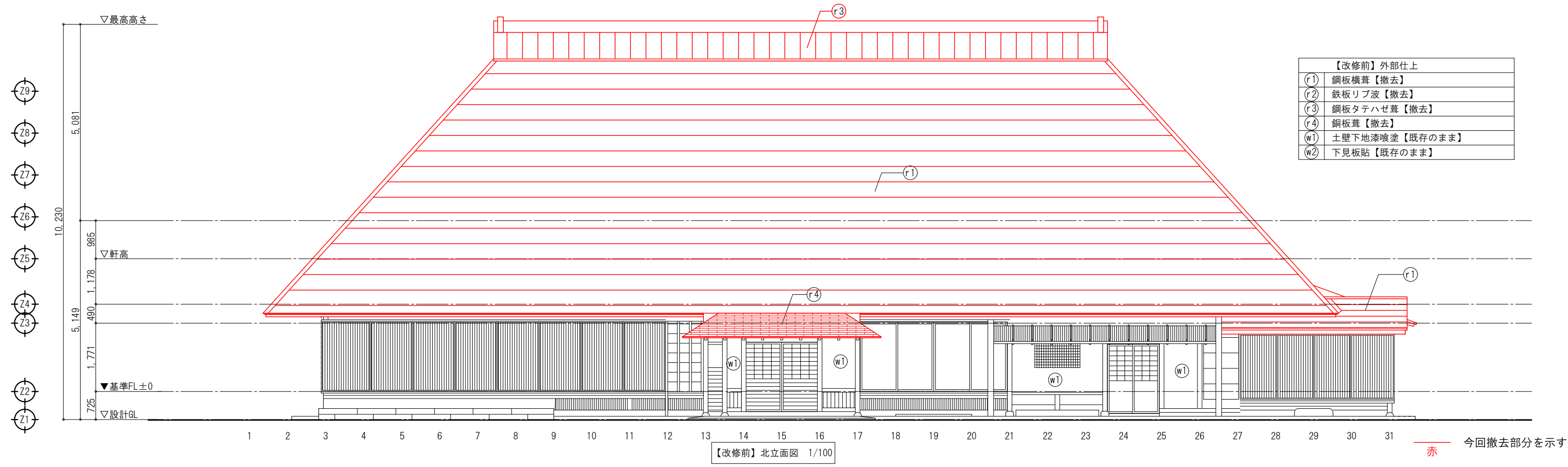
ソ
レ
タ
ヨ
カ
ワ
ラ
ル
ヌ
リ
チ
ト
ヘ
ホ
ニ
ハ
ロ
イ



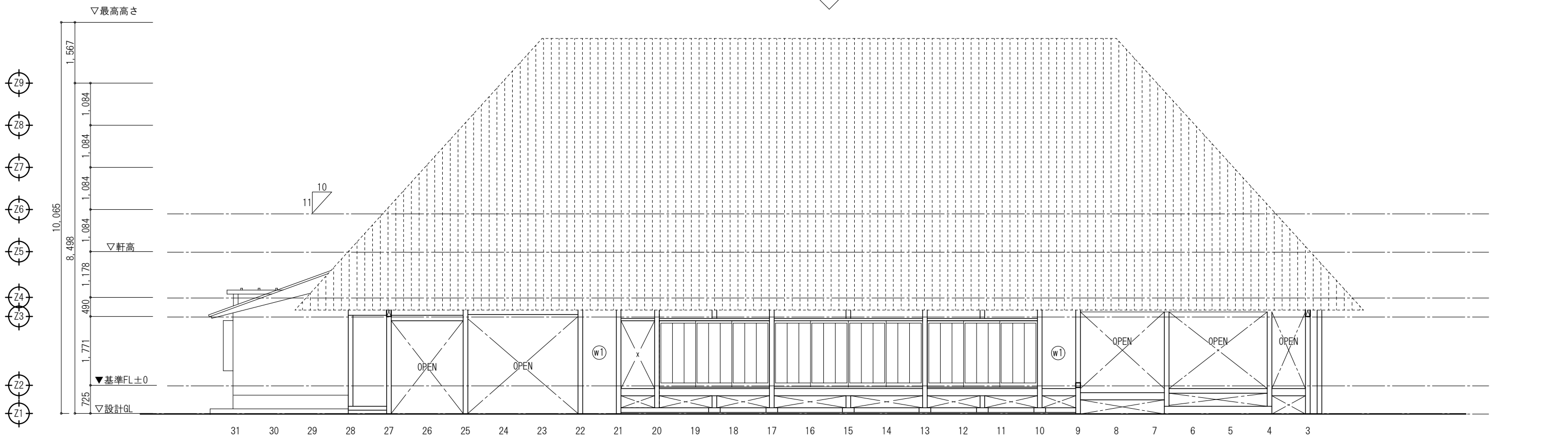
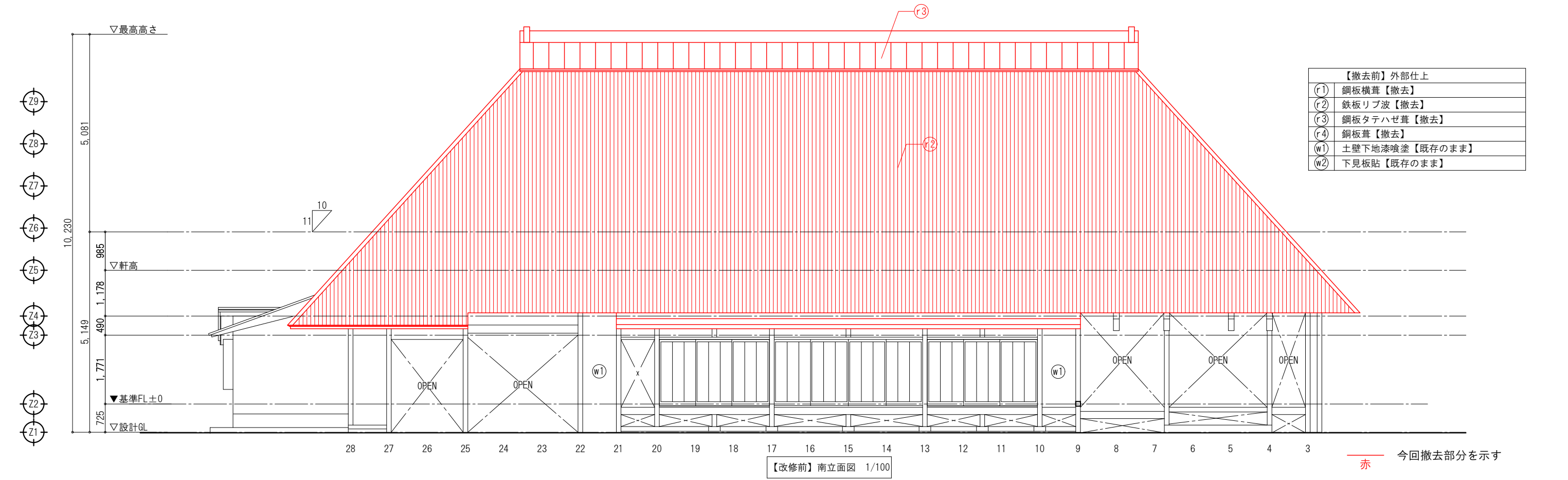
現況柱傾き調査図 1/100



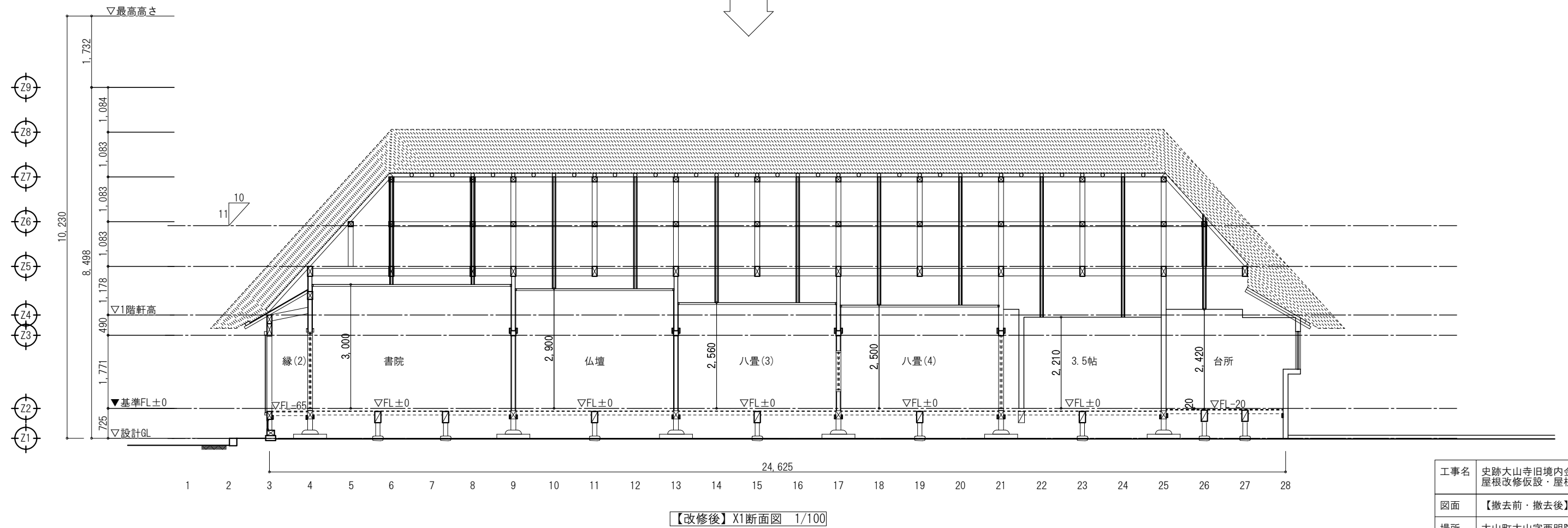
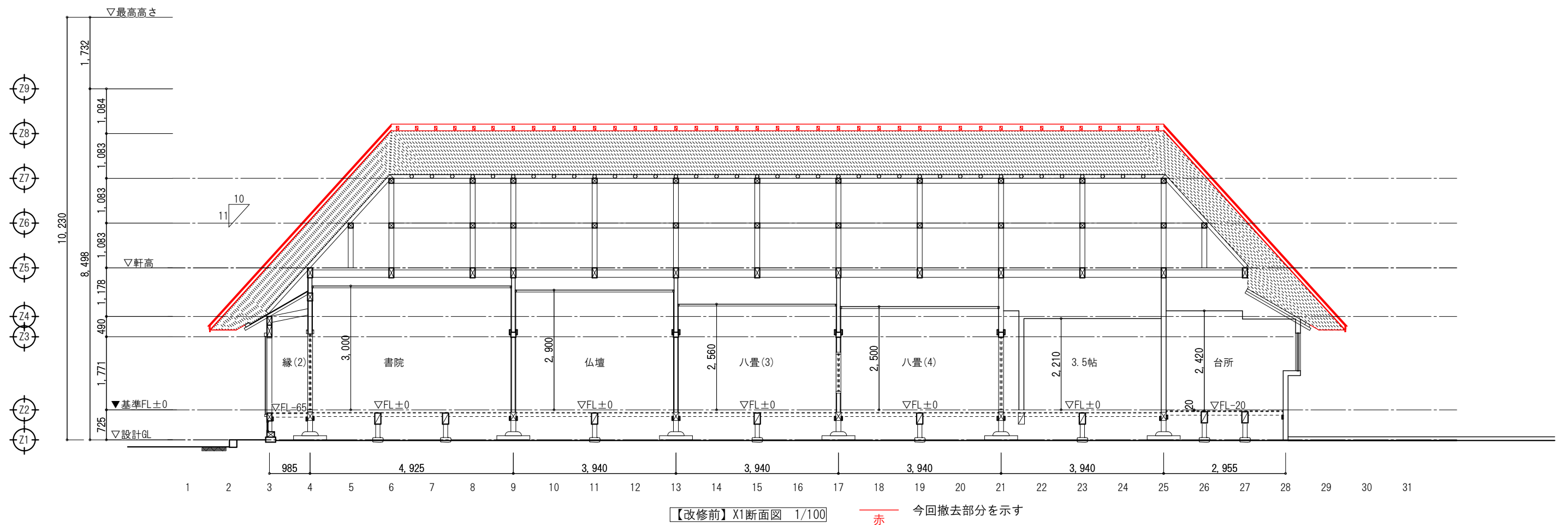
工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	現況柱傾き調査図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-9		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



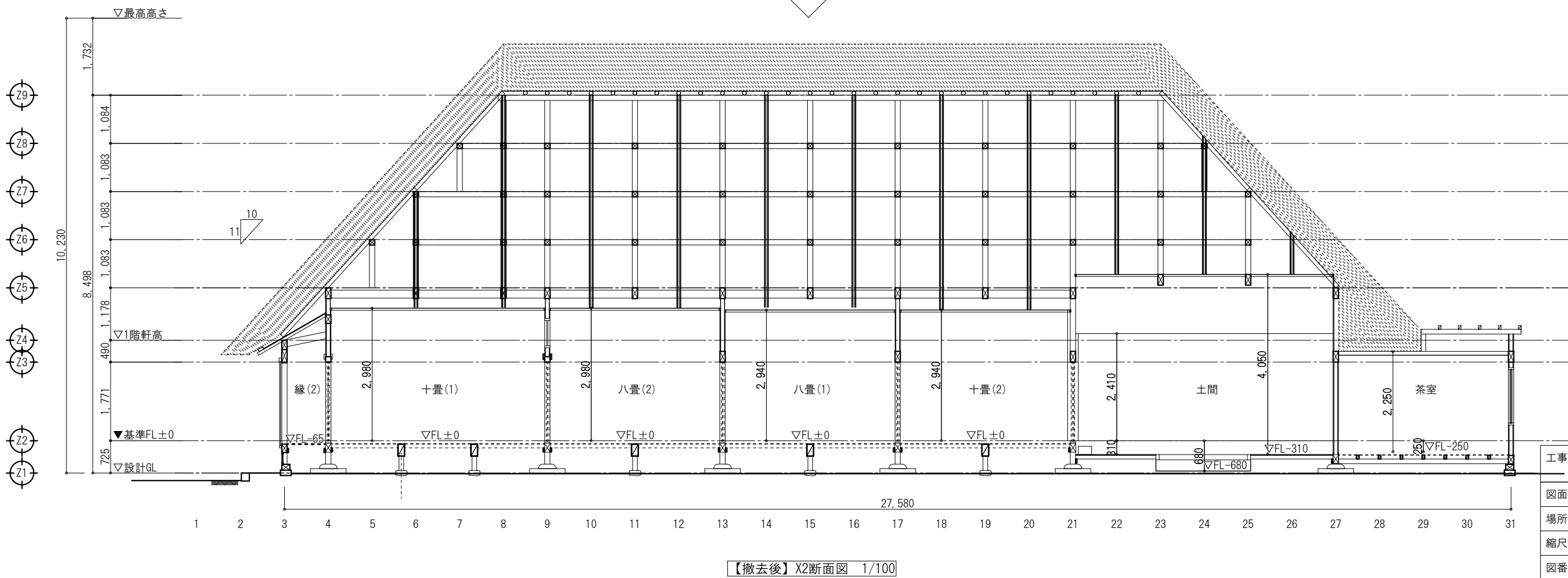
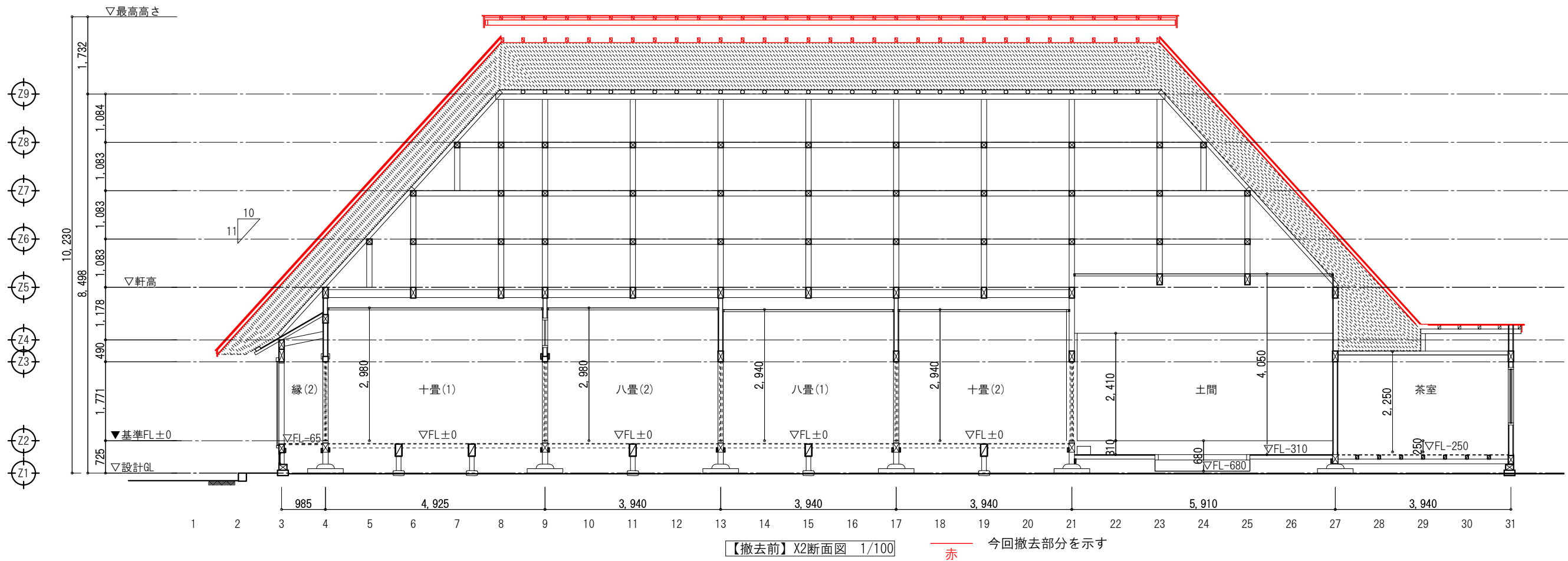
工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】立面図(1)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-10		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



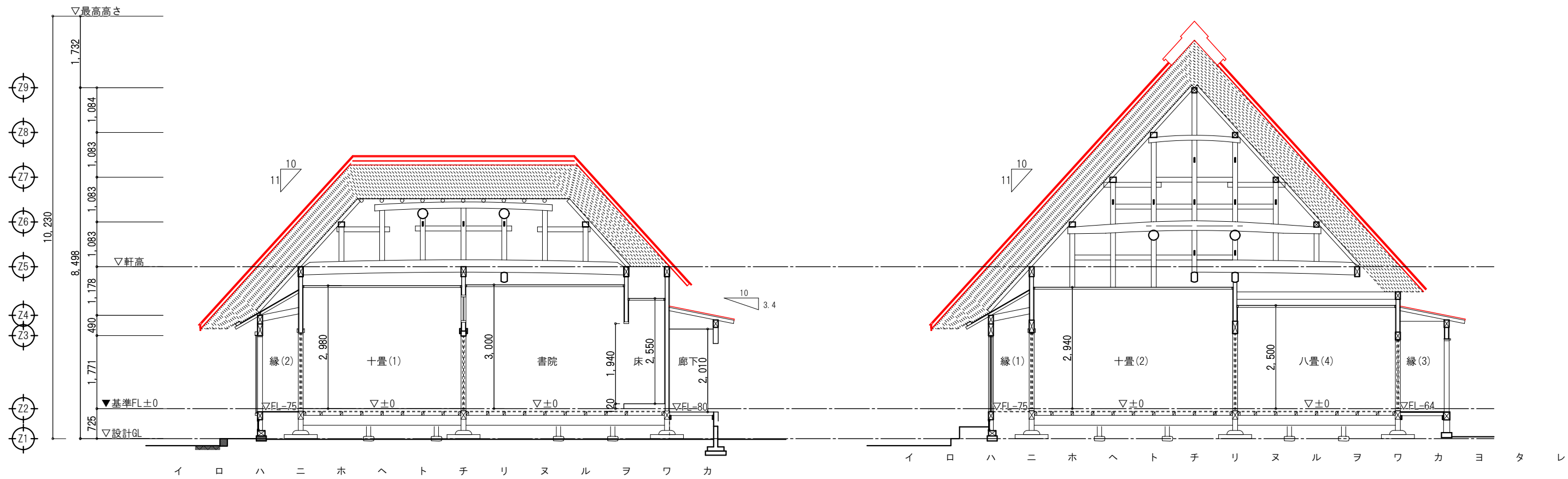
工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】立面図(2)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-11		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】断面図(1)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-13		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】断面図(2)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-14		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

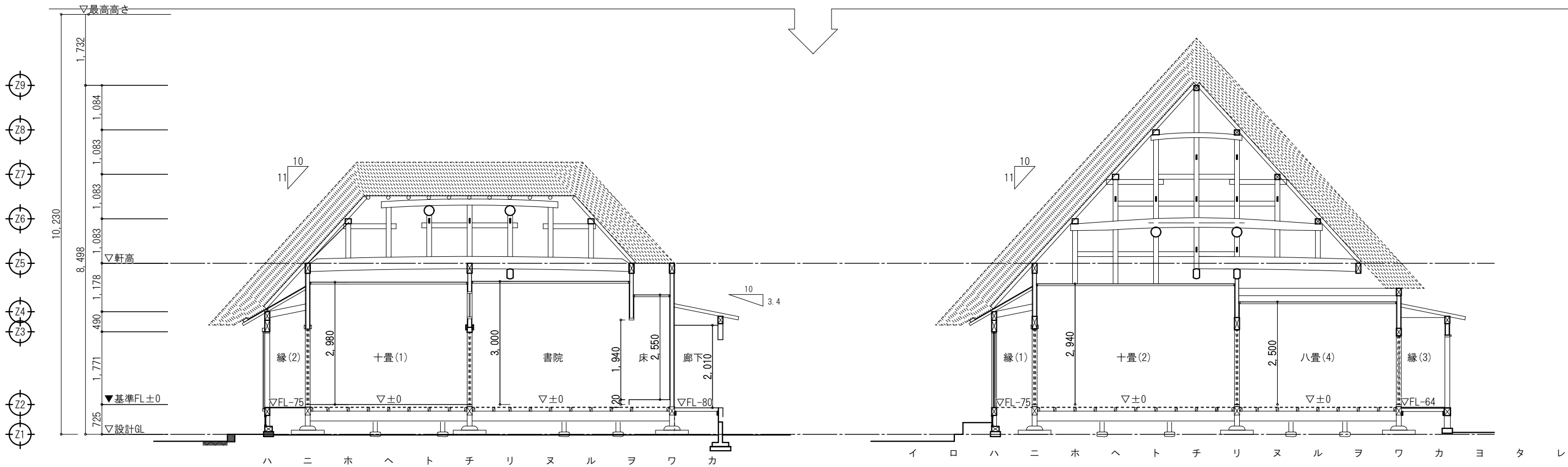


【撤去前】Y1断面図 1/100

赤 今回撤去部分を示す

【撤去前】Y2断面図 1/100

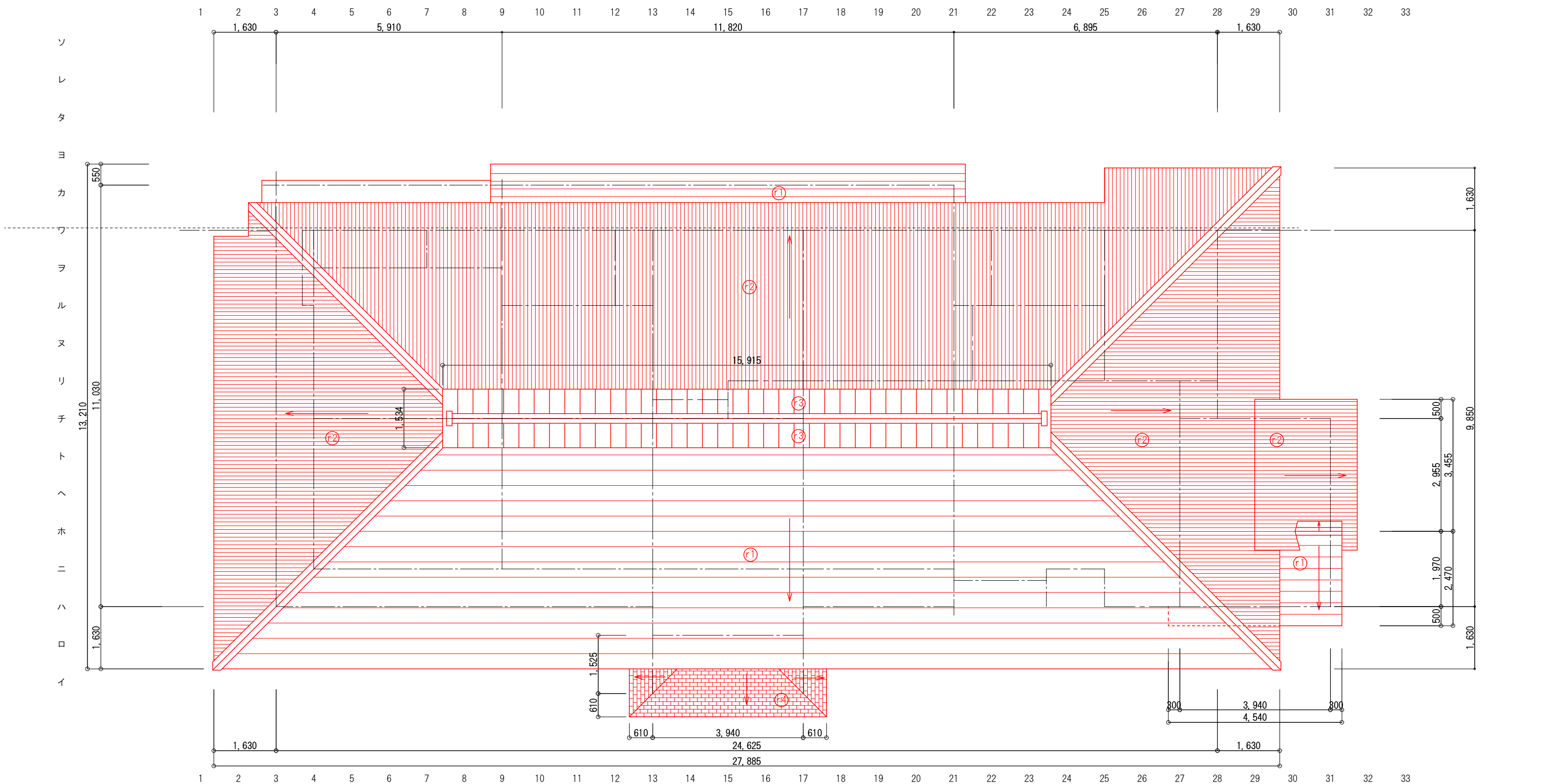
赤 今回撤去部分を示す



【撤去後】Y1断面図 1/100

【撤去後】Y2断面図 1/100

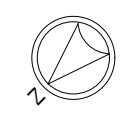
工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】断面図(3)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-15		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



【改修前】屋根仕上表	
(r1)	鋼板横葺【撤去】
(r2)	鋼板リブ波【撤去】
(r3)	鋼板タテハゼ葺【撤去】
(r4)	銅板葺【撤去】

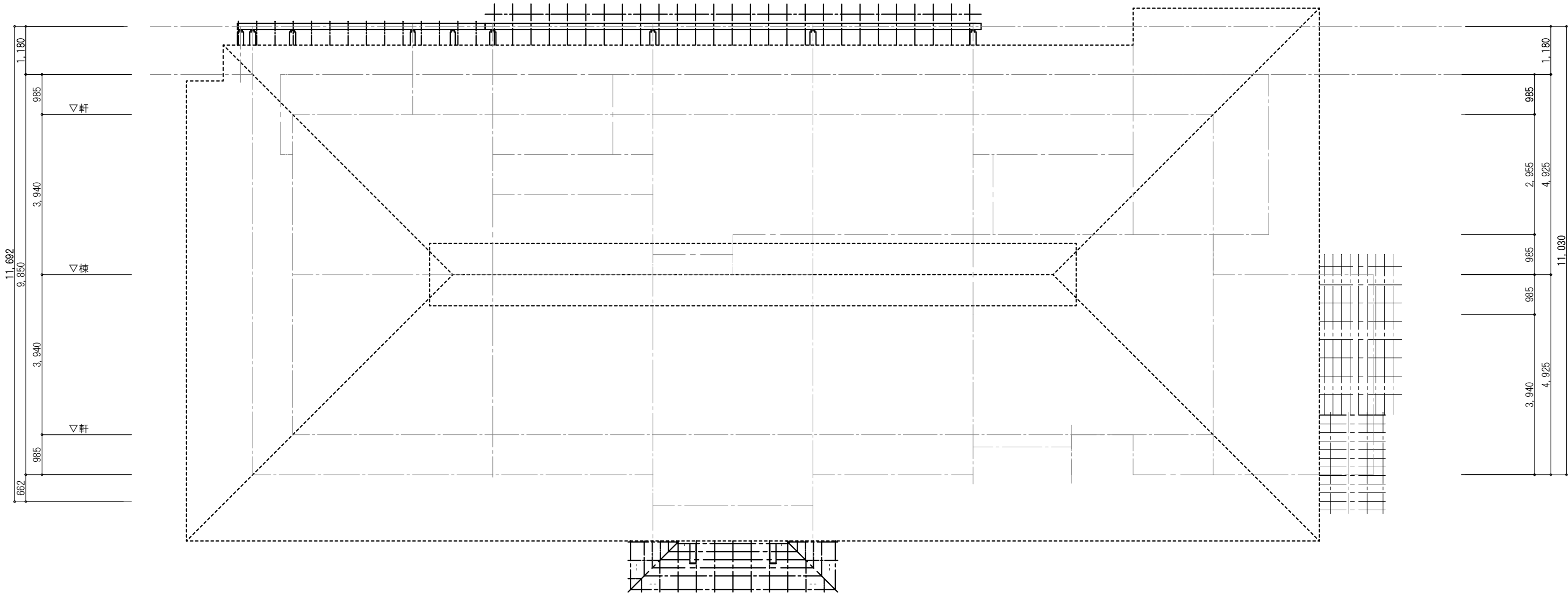
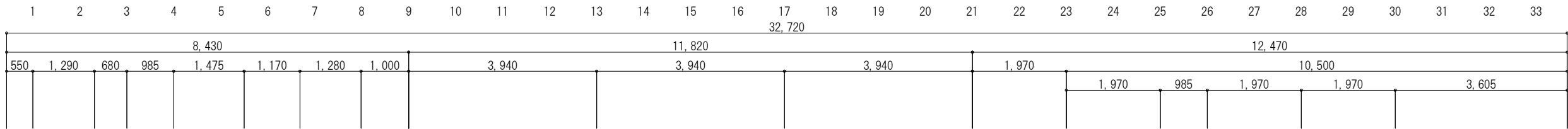
【撤去前】屋根伏図 1/100

赤 今回撤去部分を示す

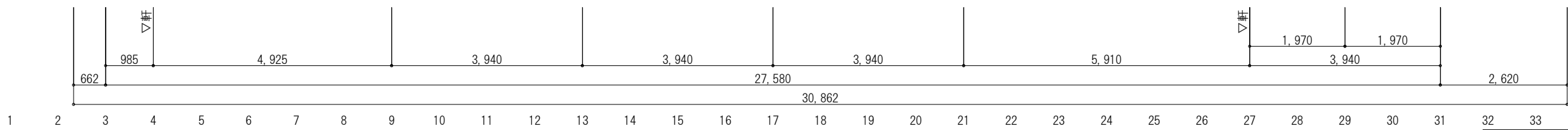


工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前】屋根伏図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-16		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

ソ
レ
タ
ヨ
カ
ワ
ヲ
ル
ヌ
リ
チ
ト
ヘ
ホ
ニ
ハ
ロ
イ



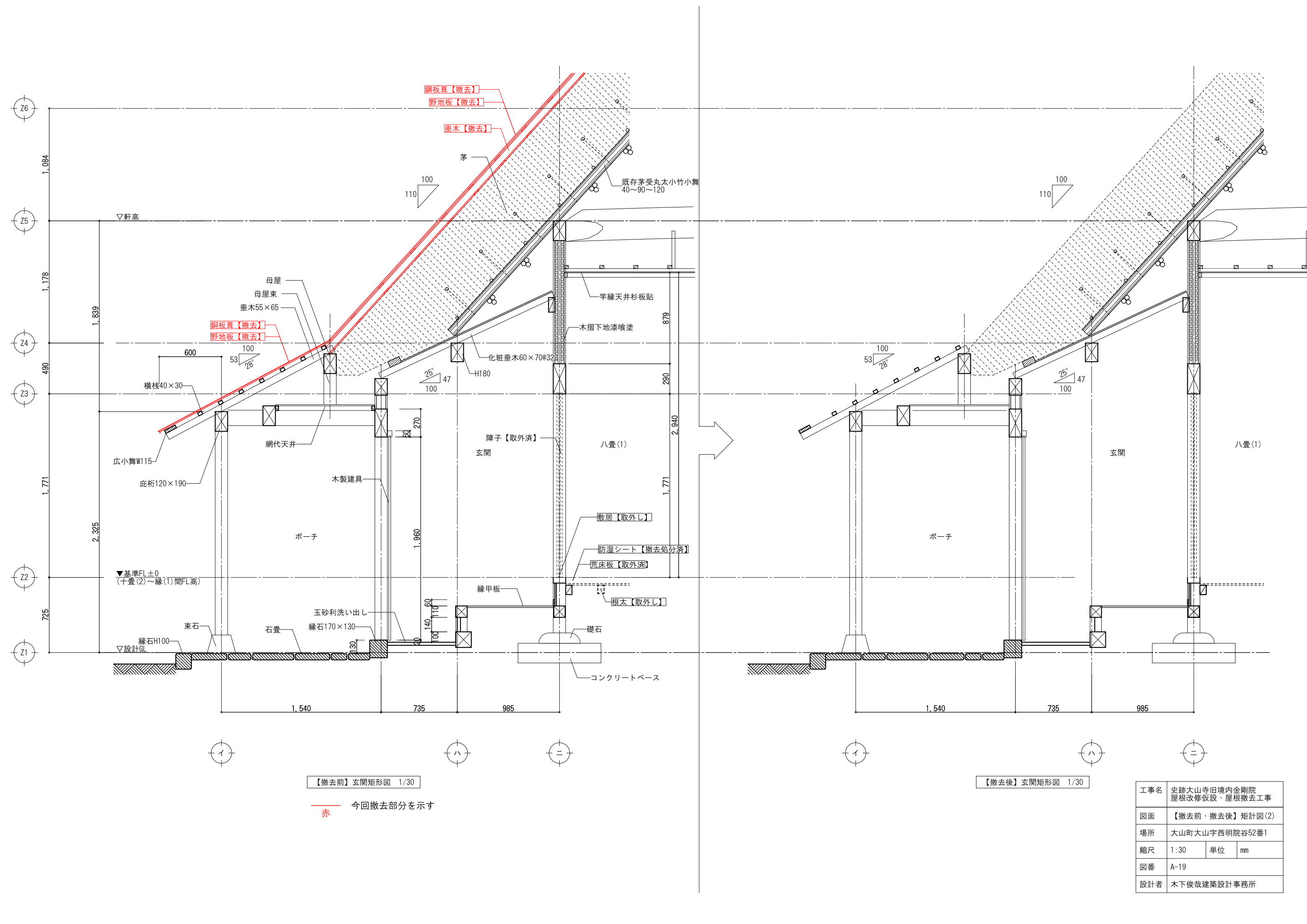
	力垂木
	垂木・地垂木
＝	母屋
○	母屋束
×	母屋束(下層)
＝	梁
△	太鼓梁



【撤去後】屋根伏図 1/100



工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去後】屋根伏図		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:100	単位	mm
図番	A-17		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

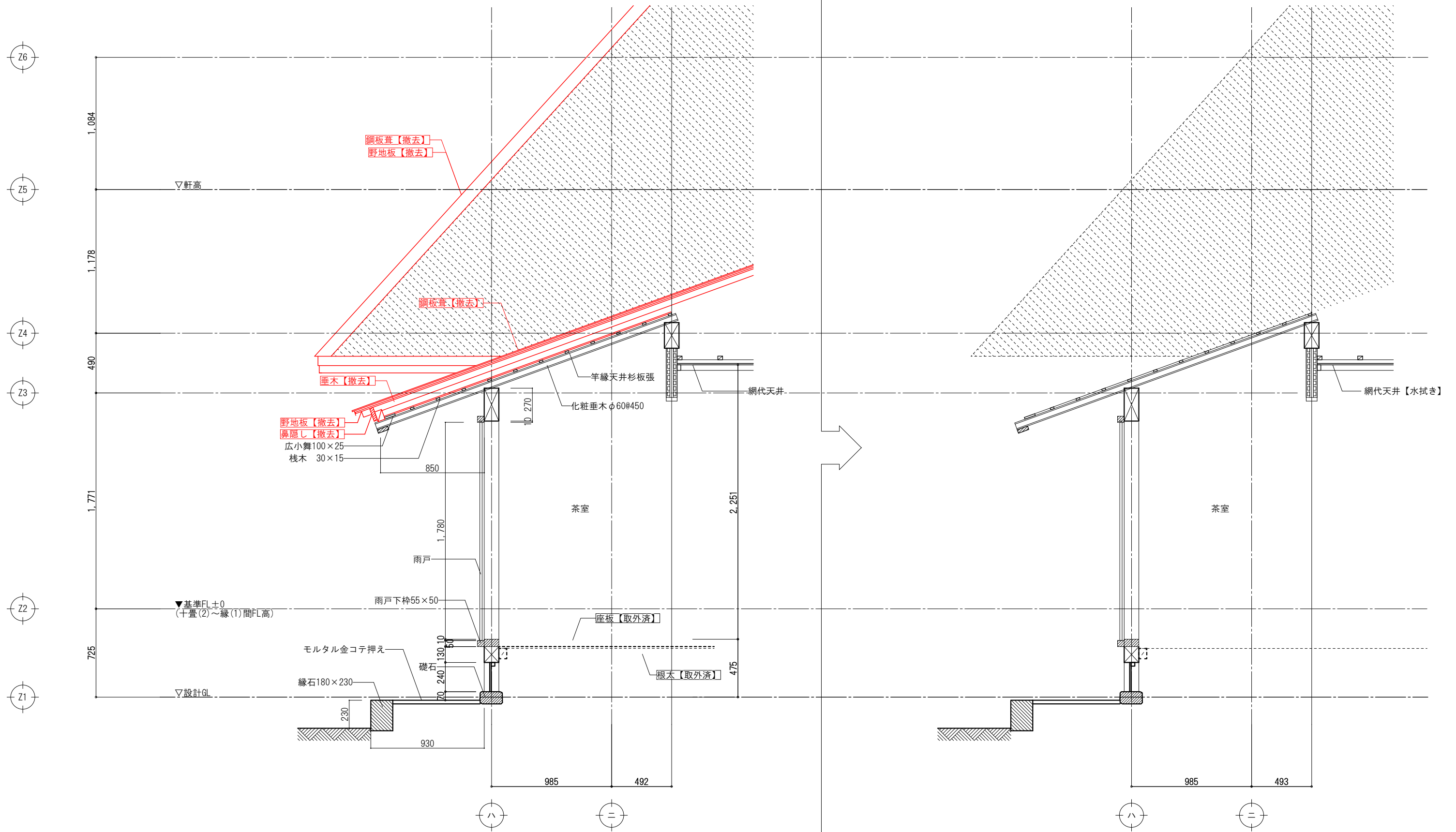




赤



工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】矩計図(3)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:30	単位	mm
図番	A-20		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

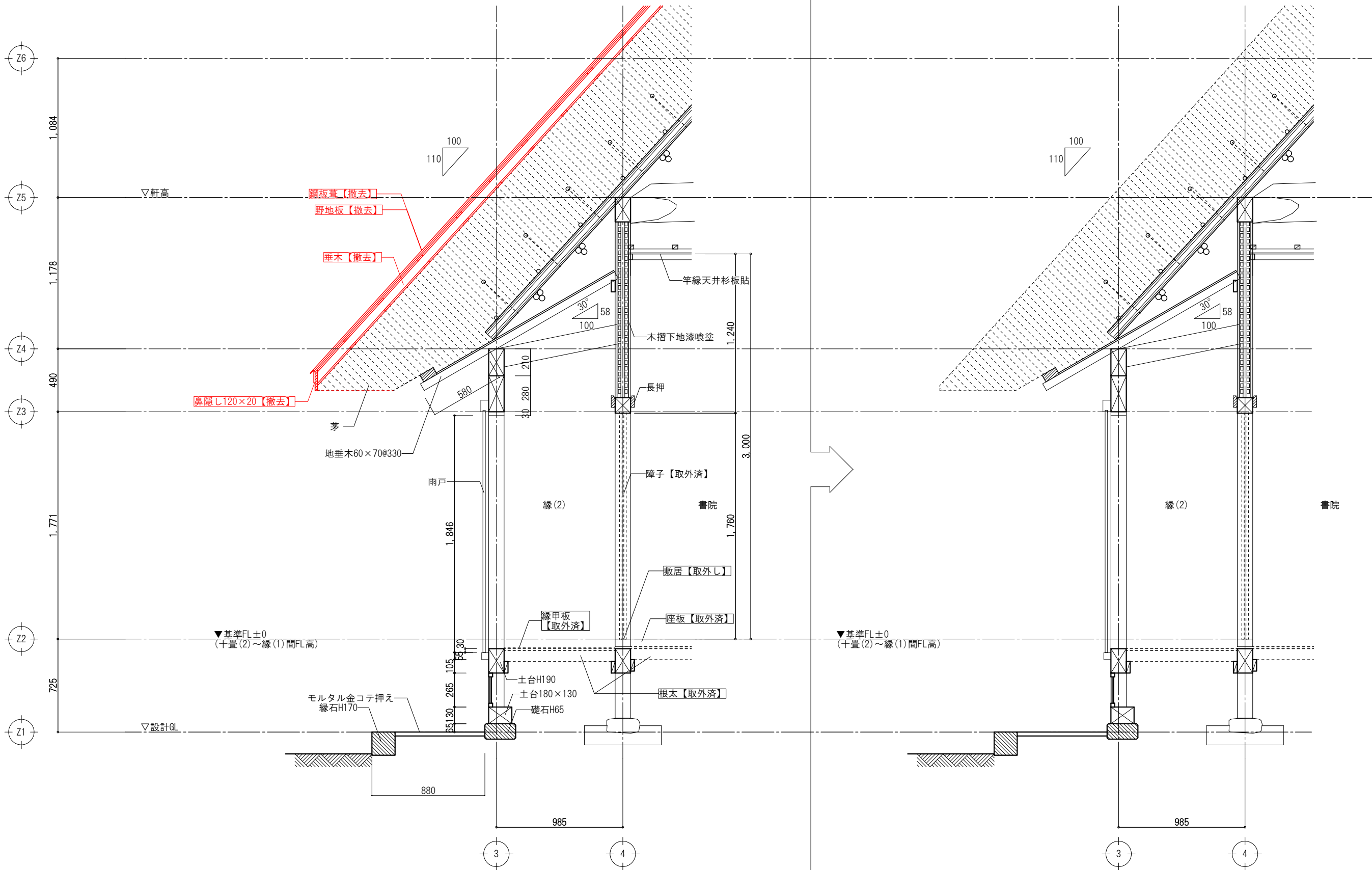


【撤去前】茶室矩形図 1/30

赤 今回撤去部分を示す

【撤去後】茶室矩形図 1/30

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】矩計図(4)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:30	単位	mm
図番	A-21		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		

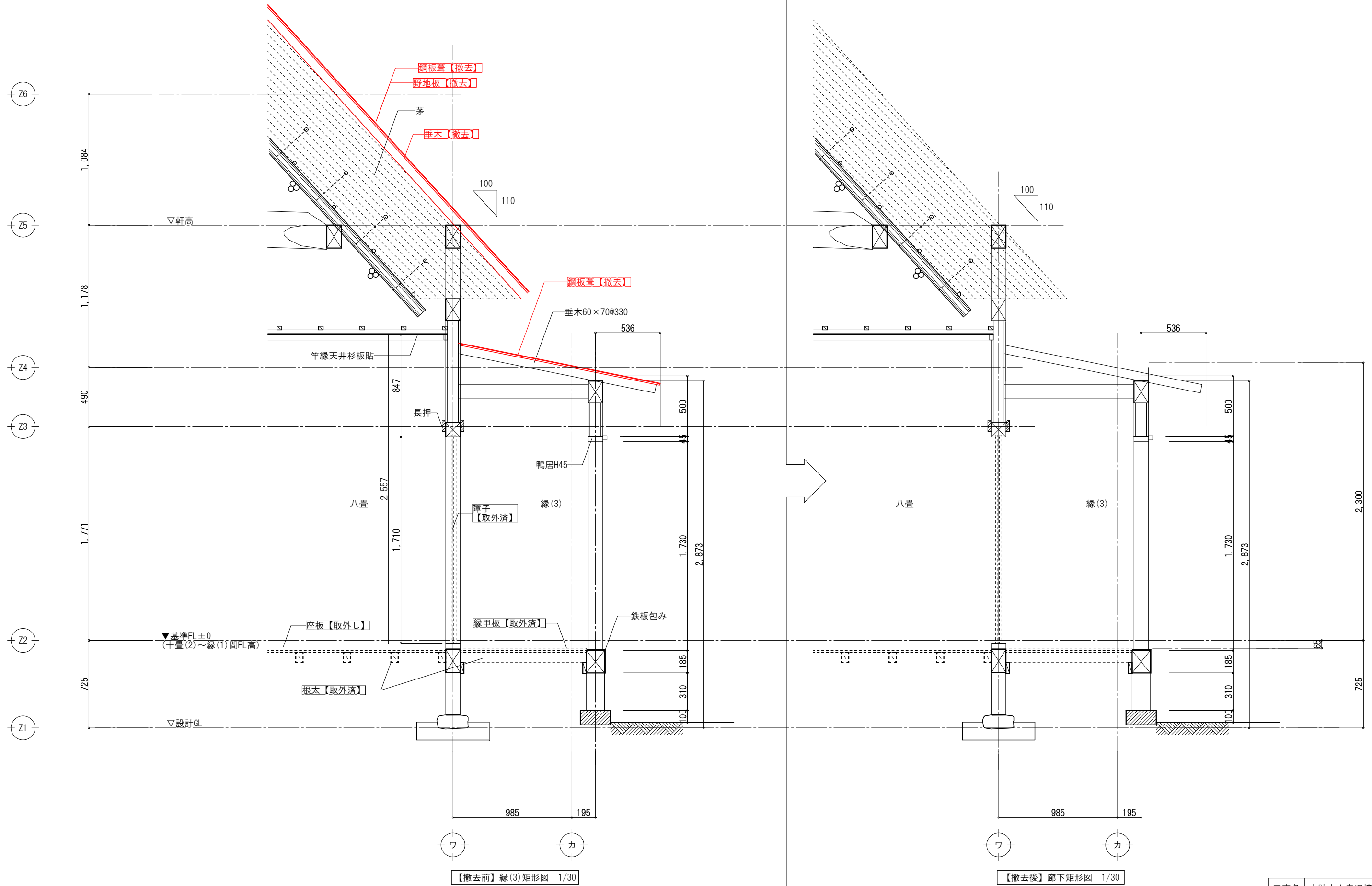


【撤去前】縁(2)矩形図 1/30

赤 今回撤去部分を示す

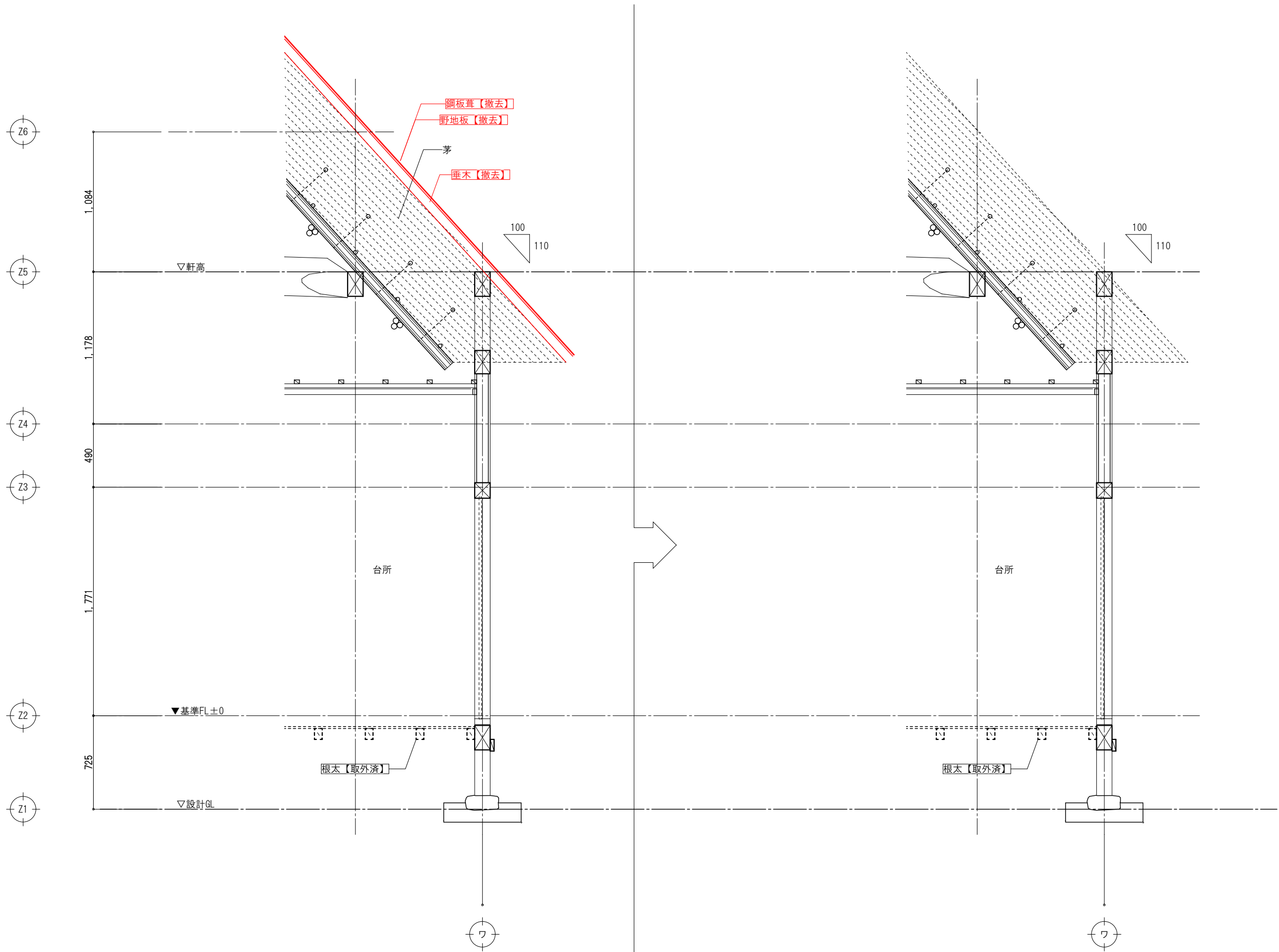
【撤去後】縁(2)矩形図 1/30

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】矩計図(5)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:30	単位	mm
図番	A-22		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



赤 今回撤去部分を示す

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】矩計図(6)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:30	単位	mm
図番	A-23		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		



【撤去前】矩形図 1/30

【撤去後】矩形図 1/30

赤 今回撤去部分を示す

工事名	史跡大山寺旧境内金剛院 屋根改修仮設・屋根撤去工事		
図面	【撤去前・撤去後】矩計図(7)		
場所	大山町大山字西明院谷52番1		
縮尺	1:30	単位	mm
図番	A-24		
設計者	木下俊哉建築設計事務所		